

## 第2回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成20年5月30日（金曜日） 午後1時30分から4時40分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、内田正明、大牟田英子、北村保尚、楠田恭一、  
金剛育子、菅恒敏、杉江貞昭、田中真澄、土居好江、中村桂子、新川達郎、西村淳暉、  
細田茂樹、堀正勝、三谷桂和（敬称略、座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 山本和夫（建設局建設企画部担当部長）

京都府 森田芳文（文化環境部自然環境保全課長）、小泉和秀（京都土木事務所長）

【意見者】

川村周仁（敬称略）

【事務局（京都府）】

神敏郎（建設交通部長）、森吉尚（建設交通部理事）、林田薫（建設交通部河川課参事）  
ほか

【一般傍聴 5名】

【報道機関 1社】

第4 内容

1 開会あいさつ

○事務局（森）

皆様大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第2回鴨川府民会議を開催させていただきたいと存じます。本日は皆様大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事開始までの進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部理事の森でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部長の神よりごあいさつを申し上げます。

○事務局（神）

失礼します。ただいま紹介にあずかりました京都府建設交通部長の神と申します。本年4月に組織改正と異動がございまして、3月までは土木建築部という名称であったものがこの4月から建設交通部ということになりました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は第2回目の鴨川府民会議でございます。ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

ざいます。昨年制定いたしました鴨川条例もこの4月1日から具体の規制がスタートいたしまして、早2ヶ月ほどを経過しようとしております。これまでに事前の規制に関する周知が行き届いていたこともありまして、バーベキューなどの禁止行為は非常に少ないという印象を持っております。ただ、放置自転車等につきましては、4月末に一度撤去作業をいたしましたけれども、104台ほどまだ見受けられて、これからも継続的にやっていきたいということを思っております。こういう状況でありますけれども、まだまだ課題はたくさんございまして、府民会議でのご意見もちょうだいしながら、引き続き条例の効果が上がるように努力をしてみたいと考えているところでございます。

また、本日は幾つかの議題につきまして、意見交換をしてもらいますけれども、中でも鴨川の自然生態系につきましては、鳥とか魚とか、あるいは虫、植物など、幅広い分野にわたって貴重なご意見がちょうだいできるものと期待をいたしているところでございます。鴨川が多くの人々に愛されて、まさに世界に誇る京都の宝として次の世代に立派に引き継いでいきたいと、このように思っていますし、そのためにも活発なご議論をお願い申し上げます。簡単ではありますが、冒頭でのごあいさつにします。よろしくお願いいたします。

## 2 行政メンバー紹介

### ○事務局（森）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、本日出席の皆様をご紹介申し上げたいと思います。お手元の資料の中に名簿が入っているかと思えます。公募有識者メンバーにつきましては、前回ご紹介申し上げたところでございます。その都度議事に応じてメンバーを招集するということにしております行政メンバーのご紹介をさせていただきたいと思えます。まず最初に、京都市建設局建設企画部山本和夫部長様でございます。続きまして、京都府文化環境部自然環境保全課森田芳文課長でございます。続きまして、京都府京都土木事務所小泉和秀所長です。

続いて京都府の出席者を紹介いたします。ただいまごあいさつ申し上げました神建設交通部長です。私、建設交通部理事の森でございます。同じく建設交通部河川課林田参事でございます。そのほか、関係職員が出席いたしております。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと存じます。本来でありますれば、

本日の資料をあらかじめお送りいたしまして、お目通しをいただくべきところですが、事務局の不手際で当日お配りするということになりました。まことに申し訳なくおわび申し上げます。

まず、お手元に第2回鴨川府民会議の次第、出席者名簿、配席図、鴨川府民会議開催要領、それと、鴨川府民会議傍聴要領を配付させていただいております。このうち、開催要領と傍聴要領につきましては、第1回府民会議でお配りしておりますものと内容的には変わりございませんが、4月1日付けの京都府の組織再編に伴いまして名称が変わりましたので改めてお配りさせていただきました。4月1日以降は、土木建築部が建設交通部となり、治水総括室が河川課となる変更が生じております。その訂正版をお配りさせていただいております。

次に、右肩に資料番号を打っております資料が1から4までございます。資料1といたしまして、鴨川府民会議の議題項目、資料2といたしまして、鴨川の自然生態系について、これは2-1から2-3までと別に京都府外来生物対策マニュアルの冊子をお配りしております。続きまして、資料3、「鴨川四季の日」について、それから資料4で鴨川条例規制条項施行後の状況についてとなっております。

そのほか、鴨川を美しくする会から、京都自然教室作成の自然観察ガイドブックをご提供いただいております。あわせてお配りさせていただいております。どうもありがとうございました。いろいろ自然観察、あるいは鴨川の散策等に大変盛りだくさんの内容となっております。ご利用いただければ幸いかと存じます。

また、第1回鴨川府民会議の折に撮影いたしました集合写真をお配りしております。資料は以上となっておりますが、ご不足はございませんでしょうか。また、議事の途中で、もし不備等がございましたら、挙手いただきましたら事務局がお伺いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日、河野真典様、サリー・マクラーレン様、土屋義信様、二條雅荘様、平石達生様はご欠席でございます。そして、今、丸毛静雄様もご欠席ということをご連絡いただいております。以上よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入っていただきたいと存じます。議事は座長にさせていただくことになってございます。金田先生、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

### 3 意見交換

#### (1) 次回以降の議題について

○金田座長

それでは、規定によりまして引き続き議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

会議次第のところにありますように、本日予定されておりますのは、3つの議題に関する意見交換でございます。そのまず第1が次回以降の議題についてということになっておりますが、会議が始まってすぐ次回以降というのは本来の文言からすればちょっとへんてこなのですが、これは理由がございまして、既に委員の皆様からいただいております議題の提案がございまして、その提案の趣旨と、それをどういう形で取り上げるのかということについてのご相談というわけでございます。言うなれば、議題整理ということになるわけではありますが、そういう趣旨でございますので、いきなり終わって次のという話ではございません。お許しいただきたいと思っております。

それで、まず、この議題項目の整理につきまして事務局のほうからご説明をお願いします。

○事務局（林田）

それでは、議題1に関連します資料につきましてご説明させていただきます。

最初の議題といいますのは、次回以降の鴨川府民会議の議題につきまして皆様のご意見をお伺いするというところで、府民会議に取り上げます議題といいますのは、今座長のほうからもお話がありましたように、事務局からの提案だけではなくて、メンバーの方からも提案をいただくということで第1回の府民会議の折にもお願いをいたしましたところ、多数のメンバーの方から幾つか議題の提案をいただきました。それで、今回資料としてお配りしておりますものは、皆さんからいただきました議題、それと私どものほうでぜひ議論いただきたいもの、そういうものを項目を整理いたしましてまとめたものでございます。

一番上の自然生態系についてというところにつきましては、また後ほどご説明はさせていただきますが、本日の議題とさせていただきます。今ここで皆さんにご議論いただきたいのが、この2つ目の鴨川の河川整備計画についての部分から以下6つの項目にわたるところでございます。

まず、私どもからの提案といいますか、6つのこの項目につきましては、今年度、したがって第3回、第4回、第5回、この3回ぐらいの府民会議の中で一通りご意見をお

伺いするようにすればと思っておりますので、またご意見をいただきたいと思ひます。

それから、この6つの議題につきまして、その取り上げの順序、これもご意見をお伺ひして決められたらというふうに思っておりますけれども、この中で1つ私どものほうから、この2番目、資料1の「2. 鴨川河川整備計画」、この部分につきましては、今私どものほうで策定を進めております整備計画の策定スケジュールの関係もありまして、ぜひ次回の第3回鴨川府民会議のほうでご議論をいただきたいということで、そのあらましにつきましては、後ほどご説明させていただきますけれども、そこだけこちらのほうからのお願いも含めた提案ということにさせていただきたいと思っております。

このメンバーの任期は2年ございます。3、4、5回で全部終わってしまったらというふうにお思ひかもしれませんけれども、大きくりにしてありますので6つの項目ですけれども、かなり多岐にわたるテーマとなっており、非常に幅広い議論をお願いしなければならないということもございまして、議論がし尽くせないというようなものも出てくるでしょうし、もっと深めたいということも出てくるかもしれません。さらには、また新たな課題として取り上げるべき内容というのも出てくるというふうに思っておりますので、そういうものを6回以降また改めてお願いをしたいと。さらには、一番最後は、このメンバーにおける最終の府民会議で一定の何か総括的なお話を皆さんからお伺ひできたらなど、こういうふうに思っておりますので、その辺もお含みいただきまして、ご意見がちょうだいできたらなどというふうに思ひます。

それでは、鴨川の河川整備計画につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

#### ○事務局（森）

今のお配りしております資料1の一番最後のページ、カラー刷りの1枚物を添付してございますが、そちらのほうをごらんいただければと思ひます。鴨川河川整備計画の策定についてという表題がついているものでございます。

まず、河川整備計画について、これも法律の条文に書いてある文言を記載したものがございまして、河川法に基づいて今後20年から30年間の河川整備の具体的内容を定めるものという、こういう法定計画でございまして、都市計画が町づくりの基本計画だとすると、この河川整備計画というのは、河川の基幹施設なんかの計画を定めます川づくりの基本計画というふうなものでございます。鴨川に関しましては、まだこの河川整備計画ができてございまして、それで、今年度その計画づくりを進めようというふうに考えているものでございます。主だった内容は、現状と課題ですとか、河川改修の目標、それから改修の

内容、施工の場所、また環境の保全、河川利用に関する施策内容、河川整備に当たっての留意事項ということでございまして、この中でも特に河川改修の内容、施工の場所というハード施設の整備というものについては、この計画で基本的な内容を定めていくということが法律で定められております。

この計画の策定に当たりまして、多分に技術的な検討、そして専門的な流量の問題ですとか、そういう数字上の検討とかもございまして、専門家の皆さんのご意見をお伺いしたいというふうにも考えてございまして、鴨川の河川整備計画の検討委員会というものを来る6月13日に立ち上げまして、そちらのほうの技術的な検討とあわせて府民の皆様のご意見も伺いながら、そして当然この鴨川府民会議のほうでいただきましたご意見とかを十分に反映させながらこの検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今、考えております私どものスケジュールといたしまして、ここ数カ月ぐらいでいろいろ今の鴨川に関しましての現状の課題ですとか、あるいはどういうところをどういうふうに整備していったらいいかという基本的な考え方をまとめていきたいというふうに考えてございまして、府民会議のほうでは、ぜひそれぐらいの非常に幅広い自由度のある段階でご意見を賜りたいというふうに考えております。

そういう関係もございまして、次回第3回は8月下旬という時期を今想定してございまして、鴨川府民会議において鴨川の整備課題、この名称は仮のものでございまして、整備課題と題しまして、この整備計画にまつわるような事項に関しての総括的なご意見、ご審議をいただけないかというふうに考えております。それとあわせて、いずれにしましても、鴨川全体にかかる計画でもございまして、いろいろ現地を見ていただくような催しも考えたいと思っているところでございます。つきましては、この表の中の真ん中に6月下旬ごろ、合同現地調査というふうに記載してございまして、現地を一緒に見て歩きながら、そういう課題ですとか、あるいは工夫のありようでありますとか、そういったことについていろいろご意見をいただいたり、あるいは見ていろいろ感じていただくというようなこともやらせていただけたらというふうに考えております。

まずは、次回の議題でこの鴨川の整備についての話題を取り上げていただけないかということ、それから、できますれば、6月下旬ごろにも現地のご案内をさせていただけないかということについてご審議いただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。それではまず次第3の(1)でございます。議題整理のほうから始めさせていただきたいのですが、前回以後、委員の方々からたくさん議題候補につきましてご意見をいただきまして、それを資料1にまとめてございます。事務局のほうでまとめていただいたのは、1から7まででございますが、これは事務局のほうでまとめていただきましたので、文言はご提示いただきましたものとちょっと変わっているものがあるかもしれませんが、その詳細な中身につきましては、資料1の参考資料として合計9ページ分の資料がつけてあります。これはお名前だけを伏せまして、アルファベットにして並べてございますが、これがご提示いただきました資料です。それを整理すると、資料1の表裏のようになるというわけでございます。

それで、ただいまのご提案は幾つかありまして、大きく分けると3つあるんですが、一つは、そこに、「1. 自然生態系」と書きましたものについて幾つかの論点がありますけれども、それについて本日ご議論いただきたいというのが一つでございます。そうすると、残り6つばかりのグループがあるわけでありまして。そのうちの2番に挙げましたもの、これは直接ご提案いただいたのはお二人の方ですので、人数は少ないということではあるんですけども、京都府のほうでは先ほどからご説明いただきましたように鴨川の河川整備計画、鴨川の河川整備の基本になる計画について検討するための委員会を6月13日に第1回という形で設定し、今年度その方向性を決めていきたいというご希望のようでありまして、この鴨川府民会議のご議論をそこに十分に組み込んでいただくためにも、ちょっと早めにその議論をしておいたほうがよろしいのではないかと。あるいは、府のほうからすれば、ぜひお願いしたいということでもございましたので、これに関しましては、ぜひ次回に鴨川河川整備計画にかかわるご議論をいただきたいということでもございますが、これは特にご異論はございませんですね。ぜひそうさせていただきたいと思います。

そして、そのためには6月の下旬ごろに一度検討委員会のメンバーと合同で現地の見学をさせていただいて、具体的に問題点をごらんいただく、あるいは方向性を考えるための基礎にさせていただくという機会をつくりたいということですので、これも大変結構なことだと思います。お時間が可能な限りぜひご参加いただければありがたいと思います。

そういうことをご了承いただきますとすれば、1と2については、取り上げ方が決まっていくということになるわけでもございますが、ここはあんまりご異論ございませんね。それでは、そのことはお認めさせていただいたということにさせていただきますので、そう

すると、3、4、5、6、7とさらにあるわけで、先ほどの事務局のご説明のようにこの会議の委員の任期が合計で2年でございますのでもう少し余裕があるわけですが、余裕があるから来年まで回してもいいという話のものではまたないかと思いますが、しかしながら、せっかくいただいた議論を無秩序にランダムにご議論いただくというのも効果的ではないと思われまますので、この取りまとめに従って、順番に整理をして取り上げさせていただければありがたいというふうに思います。そのためには、先ほどのご提案の回数でいきますと、あと3回で6つですから、2つずつ取り上げれば一応一回りは今年度に議論ができて、もちろんそれですべて終わりというわけではありまませんので、そのあとまたもう少し新たな展開がありますでしょうし、それからご議論が不十分であるという点も出てくるかと思いますが、それらをまた再度考え直しながら先に進むことといたしまして、当面、この議題項目のまとめの2つくらいずつを取り上げるということにさせていただいたらいかがかと思いますが、基本的にはそれでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしますと、今回は鴨川河川整備計画を取り上げるということになるわけですが、もう一つどこかと組み合わせる2つぐらいつつということになればどうかと思うんですが、どれと組み合わせるご議論をしていただいたらよろしいでしょうか。ご提案ございませんでしょうかね。

特になければ、これは実際にご意見をいただきますので、少し強引なところをお許しいただけるといたしますと、鴨川の河川整備計画を全体的にご議論いただくということになりますと、それとともに鴨川の河川環境全体についてもご議論いただいたほうがよろしいのではないかと私は勝手に思っているわけですが、いかがでしょうか。もし、そういうことでよろしければ、2番とあわせて4番につきましても次回に取り上げさせていただいて、ご議論をいただくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、少し強引ですが、ご議論いただく順番だけですのでお許しいただきたいと思いますが、それでは2番と4番につきまして次回にご議論いただくと。その次、残っておりますのを順番にいきますと、まず3番が残っているんですが、3番が中州の管理ですが、これは言うならば、現状の管理ということにかかわりますので、後ろのところを見渡しますと、ちょっと重い課題なんですが、あんまり逃げるわけにはまいりませんで、例えば7番の問題と組み合わせる、中州の管理と7番の問題と、3番7番あたりを一度あわせてご議論いただくというのはいかがなものございませうか。

ありがとうございます。そしたら、これも強引ですが、そうさせていただいて、そうす



ると残りますのが、5番の河川の利用と魅力の発信という5番と6番になりますが、これは利用と魅力の発信というのは、表裏一体のものでありまして、どうしても片一方だけ議論するというのはなかなかまいりませんから、これも同時にご議論していただくとよろしいのではないかとこのように思います。多少強引ではありますが、もしお許しただけでしたら、そういう形で今の順番でご議論を進めさせていただくと。そして、その中で議論の不十分なもの、あるいはもっとこういう議論をしたらいいというもののご提案をいただきながら、その次の議題を考えていくと、そういうことにさせていただきたいと思います。それではどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

そうしましたら、3の1番の形で次回以降の議題についてという少し風変わりな形でご提案いただいている議題整理ですが、そういった形で進めさせていただきたいというふうに思います。

ということは、委員の方々におかれまして、ここでこういう議論をぜひともということをやちょっと腹づもりをしていただきますとありがたい。それから、また逆に言えば、こういう議論をするときにこんなデータが必要だというようなことも少し思いつかれますところがありましたら、ご一報いただけたら事務局で準備できるものにつきましては、資料を準備させていただくということにしたいと思います。

それでは、一応そういう形でご了承いただいたということにさせていただきまして、議題の(2)に入らせていただきたいと思います。

## (2) 鴨川の自然生態系について

○金田座長

(2)は、鴨川の自然生態系についてということで、資料1の1枚目の1番であります。5人の方からご提案をいただいております、特にそこに簡単に列挙してありますが、それらをさらに少しまとめてみますと、4つほどのテーマになるのではないかとこのことで、稚アユ保護のロープ設置にかかわる問題、これは必要だという観点と見苦しいという観点といろいろあるようでございますが、そういったことについてもちょっとご議論いただく。それから、ユリカモメをはじめ、鳥類に餌をやるということに問題はないのかどうか。例えば、餌になれたトビが鴨川で昼食を楽しんでおられる方の弁当を自分の餌と間違えてとりに来るといったことがあって、けがをされた方があったとかという事実もありますから、そういったことについていろいろご意見をいただきたい。それから、ホタルの生育

環境を整備したほうがいいという話と、実際にごく近くの一部でやっておられるところがあるわけでありますが、そのことについての検討をお願いしたい。それから、またもう一つこれに関連して大きな問題ですが、外来生物の問題があります。一応この4つに大きく分けまして、それに関連するようなご議論をお願いできればというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

### ●稚アユ保護のロープ設置●

○金田座長

それでは、まず稚アユ保護のロープの設置につきましてということでございますが、これにつきましてご提案をいただいたのは、私のメモでは中村委員だったのではないかと思いますが、ご提案の趣旨を簡単にご説明いただけませんか。

○中村

日本野鳥の会の中村です。ロープの件について、資料2の2ページ、3ページに写真が載っております。それで、野鳥が絡まり、けがの危険があるなど、鴨川で保護論争と、書いてあるのですが、多分、日本野鳥の会では、ロープをのけろというふうに皆さんにとられているでしょう。ところが、誤解されているんです。ロープを外せという署名運動が始まったようですね。そのとき、日本野鳥の会にも、協力してほしい、という申し出がありました。それははっきりとお断りしました。

といいますのは、カワウが最近非常にふえているのは、皆さん御存じだと思うんですが、漁協の方、それに板挟みになっている行政の方は大変苦勞してられると思うんです。当然のこととして、ふえ過ぎた場合、有害鳥獣捕獲といって、一定の数の野鳥を捕獲するというふうな行政の仕事があるわけです。別にカワウがふえたくてふえたわけではないし、カラスもふえたくてふえているわけではない、多分それは人間の何かの影響でふえたんだろうと思いますので、殺すのはやめてくださいと。そのために、カワウに魚がたくさんとられるのであったら、魚を守るための防護対策としてロープを張るのも一つの方法でしょうということで、どうぞロープを張ってください。できるだけ派手なロープを張ってくださいというふうをお願いしているわけです。

もしも、テグスなんかだったら、一見、見えないですね。だから、景観としては多分好まれるのかもしれませんが。鳥は人間の7倍の視力を持っていますが、それでもやっぱりテグスには引っかかります。翼のもとのところを一番に引っかけるんですね。そこには動

脈が通ってまして、外から見たときには気が付かないんですけど、じわじわと出血してやがて死んでいくんです。ですから、テグスは絶対に張らないでほしいんですね。できるだけ派手な糸を張ってくださいというふうにお願いしたんです。

それで、もし景観を考えてテグスを張ったらどうやというふうにおっしゃるとしたら、その場合、そのテグスにアオサギ、コサギ、ダイサギ、それらの鳥が引っかかって、多分出血しながら長い時間かかって死んでいく様子を見ることになります。白いロープを張って魚を守る、どちらがいいか市民の方に決めていただきたいと思います。野鳥の会としては、ロープを張って魚を守ってくださいというふうにお願いしております。

○金田座長

ありがとうございます。ただいまのご発言にありましたように、鴨川でカワウが異常に増加してしまったという事実に対応して、それに対応する必要性を十分に認めるけれども、しかし野生動物の保護ということから、野生動物の生態に致命的な悪影響を与えるような方法は避けて、ロープをそういう致命的な影響を与えないような形のロープ、それが結果的によく目に見えるものであるわけですが、そういうものだったらそういう方法をとるのもやむを得ないのではないかとご議論をいただいているのだというふうに理解をいたしますが。

これに関連いたしまして、ロープの設置に関係いたしまして、その事実や影響等につきましてのご意見を十分お持ちの川村周仁様にお越しいただいていると思うのですが、この議論の参考のためにご意見をいただきたいと思います。川村さん、この前の席のほうに来ていただきまして、少しご意見をご開陳いただけませんか。

それで、同時に皆様にもお断りしたいのですが、この議題を取り上げる場合に、事務局のほうで資料を集めるということはもちろんやりますけれども、必要に応じて、関連の方々のご意見も承りたいというふうに思います。そういう趣旨に従いましてお願いをいたしました。恐縮ですがどうぞ川村さん、よろしく願いいたします。

○意見者（川村）

きょうは府民会議にお招きいただきありがとうございます。私は、一応ユリカモメ保護基金の代表をしております川村と申します。どうぞよろしく願いします。ただ、ユリカモメの保護といいましても、ユリカモメを通じて鴨川の自然、景観を守るということを趣旨にしておりますので、あくまでも鳥屋ではございませんのでよろしく願いします。

ただいま中村委員さんのおっしゃったカワウがふえているということなのですけど、

確かに琵琶湖で 8000 羽、竹生島でふえて、それが岐阜県に飛んでいたり、兵庫県に飛んでいたりしてということで、非常に問題になっております。各都道府県でもカワウ対策で非常に困っておられることは事実でございます。いろんな方策を漁協は考えておられると思います。それもよく知っております。ただ、京都のカワウに関しましては、私たちもこういう団体ですから、カワウの数というのでも調べさせてもうたわけです。大体通念でいいますと、冬場に多く、夏場に少ないというのが鴨川においてのカワウの生息数でございます。

どれぐらいいるのかということですが、2005 年 12 月に調べまして、34 羽、2006 年で 22 羽、2007 年で 19 羽。最近の話ですと、2008 年 1 月ですが、鴨川流域で 21 羽。ついでに、ねぐらの調査までしてきました。これは、鴨川、桂川合流地点からちょっと上がった桂川沿いのカワウのねぐらです。そこでも 18 羽いました。ですから、30 羽か 40 羽、多くても 40 羽というのが現在の鴨川での生息数やと思います。ですから、ふえていえるのか言えないのか。またそして、全国的なカワウ対策で頭を痛めておられる漁協の方々から見れば、鴨川というのはそんなに多くないではないかということが前提として申し上げたいと思います。

私は、鴨川のそばに生まれ、鴨川で育った、言わば川ガキのなれの果てでございます。漁協の方でもやはり鴨川が好きで、非常に愛しておられます。その辺は立場は同じでございます。ですが、今回に限り、稚アユ対策としてのロープの設置ということで、中村委員が言っておられました、できるだけ派手なひもを張ってくれと言うてはるのは、私はそれはやっぱり景観上から見れば、余りにもひどい行為だと思います。鴨川条例の中にも景観のことを非常に述べております。また、行政がロープの設置に関してある程度の許可を出しているのですが、それでも景観に配慮してくれということでしてます。

昨年の許可と比べてみますと、今年の許可面積が 10 倍になっております。それは数量的な問題ですから。私が申し上げるのはやっぱり景観上よくない。京都の中心部、観光都市の中心部を流れる鴨川で、あんなやばな派手なロープはぜひやめていただきたいという趣旨で昨年署名活動をさせてもらいました。きょうは個人としての意見を述べるようにと言われておりましたので、一応署名を 300 余り集めまして、その方々の個人の意見から後押しされて、私も個人の意見を述べさせていただきます。これは私たちの思い、これが伝わればいいんですけれど。

ことしのロープの設置は 4 月 25 日から 5 月 31 日までの許可を求めています。一応現

在は、川面のロープはもう撤去されております。ただ、この調子でいきますと、また来年もそのような許可をされるのかということをお考えいただきたいと思うんです。景観か鳥かと。私は、余り鳥のほうとは申し上げていません。景観が一番です。あの観光都市京都で、あのような無粋なカワウ忌避のひもを張るといのはできたらやめていただきたいというのが意見です。

もう1つ、現在川面に張ってあるロープ、とられましたけれど、実は丸太町以降五条ぐらいまで、それで、よく見ましたところ、言うたら、アユのよくとりやすい瀬のところに雑にロープがかけてあります。アユが釣りにくい場所にはロープはかけてございません。そういう形です。つまり、漁場を守ってはるわけですね、漁協さんは。ですから、そういう漁場を守るというのはなかなか結構だと思うんです。漁業権について何も言うことはございませんが、私が感じるのは、どちらかと言えば、カワウ対策もありますけれど、それに名を借りた密漁者に対する防止ではないかと、そういうふうにとられることもあるのではないかと思うんです。

その辺のことについてご意見をお聞きしたいのですけれど、今行政の許可もその許可しているところと、許可してないところに図面まで提出されているんです。そこにもう張ってある。特にこの写真なんかは、四条河原町上がる、納涼床のあるところですよ、そこにロープが張ってあります。観光客が見たら何と思うんでしょうね、せっかく京都に来たのに。納涼床に、ここでくつろぎたいと思っているのに、無粋なロープが張ってあるという。特に、景観に対して私の意見ですけど、いかがでございますか。よろしく願います。

○金田座長

どうもありがとうございました。ただいま川村さんのほうからいただいたご意見は、景観上は非常に見苦しいということと、漁業資源保護という観点で下手をすると別の思惑も含めて入っているのではないかというご意見であったかと思えます。鴨川のアユというと、私の食べ物と競合するわけでありまして、私はウとけんかをしにいかないといけないのかもしれないかもしれませんが、それは置きまして、こういう鴨川のロープを張ったという事実をめぐるまして、少しいろんな、新しい方策があればなおさらいいのかもしれないし、わかりませんが、少し皆様方のご意見をいただきまして、何らかの方向性があれば、参考になるようなものがあれば大変ありがたいと思うわけでございます。いかがでございますようか。

はい、どうぞ。

○北村

景観の問題でも四条付近、鴨川納涼床のほうの見た景観も悪いのではなかろうかというご心配をいただいたのですが、これは三谷さん、何年ぐらい前からですかね、これを張り出されたのは。もう随分なりますよね、このカワウ対策の。

○三谷

はい。

○北村

最近、場所的に、エリア的に何箇所かふえてきたように思うのですがけれども、もう数年の前からV字型の渡してあるロープが目につくようになってきました。当初、何やろうかと、何も意味わからなくて、私も三谷さんのほうに、アユを納涼床で売りますので、食べていただきますので、いただきに行く関係上、三谷さん、あのロープで何と聞いたのが随分前だと思うんです。全然知らなくて聞きましたら、あれはカワウが稚アユを食べないように張ってあるんだというようなことで、そうですかというふうに言ってたのですがけれども。

最近では、うちに来はるお客様が「おっ、もうアユの時期やな」と、あれを見て言われるようになったということは、例えば、海べりのところに旅行されて、いその湾のところに、入り江のところにいかだのようなものがあれば、のりの養殖してはるんやなというふうに見るとか、広島の方に行く、瀬戸内の方に行くと、何かいかだがあると、カキの養殖してはるのやなというふうな景観になる。

我々納涼床自体も、今この4月1日から以降随分といろいろな意味合いで色のこととか気をつけるようになっていかなければいけない。それでも、これまでの一つの夏の風物詩としてあのように建物の外に張り出したものという工作物が一つの景観を阻害するものではなくて、一つの季節感を投げかけるというか、季節感のサインとなっているようなものとなってきたと、このように思います。

私とこのお客様はそういうおっしゃっている方がほとんどなんです。そうか、あれなんやということでご質問される方。これは、いろいろとご意見あるかと思うのですがけれども、今のご意見の中で床でのお料理を出しておられるお店にとっても、ちょっと無粋なんではないかというご質問に対してだけですけれども、今のところ、我々も床に来られたお客様への話題の一つとなっているということは事実としてお伝えしたいなと思っただけで

す。失礼しました。

○金田座長

ありがとうございました。三谷さん、実際にそういうロープを施して、効果というものがあるのかなのかということに関しましてどうぞひとつよろしくお願ひします。

○三谷

賀茂川漁協の三谷です。これは、ロープ張るのも、言われ出したのが去年からですね。それまでは、ずっと私ども許可なしでやっていたことがあるんです、もう大分前から。それが、ユリカモメ基金ですか、そこから言われるので、直接私とこへ漁業組合へ来てもらって言うてもらおうといいのやけど。文書で何か私とこの家に送ってくればあったけれども、そういうのではお話しせんと、本人が会うて話しして、基金というものができましたんやということ、漁業組合というのは大分昔からあるんですわ。それが、基金というのがいつできたか知りませんが、それでやいやい言われると、漁業組合はお金を出して稚魚を皆買うて、放流しとるんやからね、ちょっとぐらひは見てもらわんと。

そやから、私とこ、テープ張るのも、部分的にちょっちょっ張ってるわけです。鴨川全体に張ってないです。よその川に行ったら、皆京都府下の川見てもうたらわかるけど、全部張ってあります。そして、私もテグスとかいろいろずっと考えてやったんですけど、10年ほど前から私は考えて、今テープが多くなりましたね。それまでは。

そして、京都の場合は、猟、鉄砲では打てないわけです。そやから、よその川で追われたやつが、鉄砲なんかで追われたら皆鴨川に入ってきます。今何匹か言うてはりましたけど、そんな数と違います。もう毎日私とこ、中心の四条のあそこに毎日夜明けからずっと監視に入ってますけれどももっともっと、固まって来ると200匹ぐらひ入ってきます。そんなはだれも言うてくれんと、漁業組合がテープをあれだけちょっと張るぐらひで、やいやい言われると一番困りますね。うちらは、稚魚買うて、全部放流しとるのやから。それだけはユリカモメの人に言いたかったです。それだけです。

○金田座長

ありがとうございます。実際そのテープが張ってあると、ウは入らないわけですか、やっぱり。その辺のメカニズムがもうひとつよくわからないのですが。

○三谷

最初はテグスなんか全国的に皆いろいろやりました。そうしたら、テグスやと、やっぱり野鳥の足にかかったとか、羽にかかったとかというのがあるんでね。

○金田座長

それは先ほどもご説明いただきました。

○三谷

中村さんから言うてくれはりましたけど。それがあるので、私はずっと考えて、何年かやって、そして上に張って、水の上に張るのがええか、底に流すのがいいかというので、今、私は去年からは上流は水の中に流したりやっています。そして、下流部は、それができない場所があるんです。そして今出川のところ辺をちょっと張っているのは、ただの釣り人がやっておるだけで、私とこは漁業組合やけど、個人で自分らが釣る場所に張っておるわけで、それは荒神町のとこです。それだけです。そこまで私とこは気を遣って、私らずっとやってきたんですけど、これを言われ出したのは去年からですわ。何新聞やっただかな、載って。

○金田座長

もう一つ参考までに、皆さん御存じだと、言わずもがなの質問なんですが、ウは潜ってアユをとるわけですね。要するに、サギみたいに上からとるわけではないですね。

○三谷

はい。そして、ウは、テグスを、3年ぐらい前にテグスを水面の約60cmぐらい上で張りました。そしたら、飛んできたらすっに入って、テグスの下に潜っていきよるさかいね、何も効果がないんです。そして、今度白いテープを底に流したわけです。そしたら、やっぱり底に白いがあると、おりんさかいね、それで、ある程度上流のほうはやっています。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

○三谷

そして、四条のほうは、それが底に流せへんからというので上に張っているだけでね。

○金田座長

ありがとうございます。こういう上から見えるロープのほかにも上流のほうで別の方法を試みていらっしゃるという話も今承りましたが、こういったカワウの対策につきまして、ほかにご意見がございましたら、ぜひお願いしたいのですけれども。

はい、どうぞ。



○細田

細田と申します。前提としての質問なんですけれども、もともとの被害といいますか、何も設置してない場合の被害がどれぐらいあったのか、それから、そのロープを設置してからは被害が減ったのか、あるいは少しくらいあるのか、その辺のところを議論の前提として教えていただければありがたいですけど。

○金田座長

三谷さん、いかがなものでございましょう。

○三谷

ロープ張ってからは大分釣り人もふえてきましたし、もう放流の大体6割ぐらいは、皆やられます。

○金田座長

6割。

○三谷

はい。以上になります。アユなんかでしたら。放流して解禁までの間が長いからその間にみんなやられます。そやから、漁業組合としては、もうアユはやめようかというぐらいのどこまで来ています。アマゴなんかを放流して、解禁日までの間が短いからまだ何とか残りますけどね。最近は、もうカワウだけではなしに、ユリカモメも11月、12月に入ります。そのときにちょうど私どものジャコの放流なんです。コイ、フナの。そのジャコなんか放流したら、車に全部ついてきて、ざあっと、まいたらすぐにぶわっとおりて全部食べられる。全部ではないけどね、そら。とかく、9分9厘と言うてもええぐらいとられます。それだけ私とこは被害を受けているのやからね、多少はテープね、100m、200m張ったって、そのぐらいは見てくれんと私とこはそう思います。

○金田座長

ありがとうございました。その被害の大きさと放流事業とのかかわりにつきまして今ご説明をいただきましたが、ほかにご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○堀

堀と申します。鴨川に魚を放流しているというのを初めて今聞いたんです。だから、鴨川が漁場として利用されているというのを初めて今知ったんですけれども。だから、もともと自然にいる魚がとられるのを防ぐためにしているのかなと思ってたんですけれども。だから、鴨川を漁場として利用するのか、そういう放流をして魚をいっぱいにするやっ

ぱり鳥が来るというのも自然のなりわいかなという気がします。だから、それを防ぐためにまた追っかけっこするのか。僕が小さいころからの鴨川のイメージは、昔はあそこで反物を洗ってて、それが最近なくなったなという感じはしますけれども、漁場というイメージは持ってないです。

鴨川を今後も、あそこを一つの農地と同じように漁場として扱うのかどうかですね。自然に発生する魚はいいと思うんですけども、放流して魚をふやしてするというのは、僕は全然知らなかったので、ちょっと何となく今急に聞いて、何となく違和感を感じたんですけれども。

○金田座長

ありがとうございます。そういった疑問があるということですが、鴨川は歴史的には大変な漁業の場でございます、京都にとって鴨川のアユというのは飢饉のときの食料としても非常に重要で、それから鴨川で遊猟している方々の絵がたくさんあったり、非常に歴史的に盛んなところではありますが。

それに加えて日本の川全体がそうですけれども、海岸の部分の工業地帯とかそういった開発が非常に進んだ関係で河川の河口部分と上流部分の流通といいますか、全体的な大きな体系の問題が崩れているケースが非常に多いと。したがって、どこの河川でも、例えば工業化が進む前の段階だと、海からたくさん上流にさかのぼってきた魚などがそのルートをとどれなくなっているということで、たくさんの放流をしているというのは、何も鴨川だけではなくて、いろんなところに共通する現実でございます。それがいいかどうかというのはまたご議論いただきたいと思いますが、そういった現実があつて、それは鴨川だけに限ったものではないというふうに思います。そういう一般論をつけ加えさせていただきます、またご議論をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○杉江

具体的に今の放流期間のときにロープを張るなり、三谷さん、いつからいつごろなんですか。毎年違うんですか。

○三谷

1 カ月。

○杉江

1 カ月。

○三谷

放流して解禁の前の日までの間1カ月です。その間ぐらいちょっと、私ともね、野鳥の会さんなんかでも、やっぱり協力して、してくれはったらやっていけます、今はね。けれども、全部鴨川利用というか、するのやったら、みんな協力しおうてやっていかな、もう漁業組合だけそのテープでねられるのはかなんし。

○杉江

それは今の春の稚アユの放流のときだけですか。

○三谷

そうそう。

○杉江

ほかのザツケ（雑魚）のときは。

○三谷

ザツケ（雑魚）はしてないです。

○杉江

そうですか。わかりました。

○三谷

それも、部分的に四条のこの少しと御園橋の上ちょっととだけなんですよ。全部したらきりないさかいね。

○金田座長

今のご議論で先ほどご紹介いただいた上流のほうで、水の中に、私はそれを見たことないので恐縮なんですけど、流すような形で設置しておられるというのと、この写真にもあるような四条とか何かの外から見える形のものどどちらが効果的なんですか。

○三谷

それは上に張るほうが。

○金田座長

上に張るほうが効果的ですか。

○三谷

どっちが効果的というより、その上に張るほうが効果的。けれども、やっぱり水の中やと、白いのが流れてなかったら入りよるし、それも、ようけ流してないから、大体鴨川の50mぐらいあったら、その間に2本すうっすっと流してあるだけやさかいね。そやから、

上にぴゅっと張るほうがそれは効果があります。

○金田座長

そういうことですか。

○三谷

よその川は全国的に皆上です。

○金田座長

上ですか。

○三谷

私だけ、下に流したのはまだ3年ぐらい前から私が考えてやったんです。

○金田座長

それは今試しておられるという段階ですか。

○三谷

はい。

○金田座長

という状況のようだそうです。

どうぞ。

○堀

鴨川で漁業をしているというのを知らなかったというのは、鴨川の京都市の真ん中を流れている部分ですね、その上の上流とかああいうところではあるやろうという。畑でも、京都の真ん中の、大都会の真ん中には畑はないですね。

○金田座長

いえ、現在はありませんけれども。

○堀

ほとんど中京なんかでほとんど畑というのはないし、そういう大都会の繁華街の真ん中を流れている部分で、そういう漁業をやっているというのは僕は全然知らなくて、ちょっと違和感を感じたという意味で、鴨川全体で、もっと田舎のほうのところまでそうだ、そういうのは違和感を感じるという意味ではないので。

○金田座長

この鴨川府民会議が設置されました基礎になりましたのは鴨川条例でございますが、鴨川条例というものを策定して、流域全体を視野に入れて考えていけないといけないという

ことの議論をしました際にも、基本的な観点として鴨川というのが大都市の中を流れる川であるにもかかわらず、伝統的な川とのかかわりの一つである漁業や河川敷の中でのいろんな行事、あるいは楽しみが続いていて、かつ大都市の中では非常に美しい、清澄な川の水質であるというようなところの認識が基本にありまして、その認識の上に立って、そういった鴨川のすべてがいいというわけではございませんが、総体的にすばらしい環境をいかにして維持するべきだろうかということを考えるべきだと。そして、そのことについて、ご議論いただく機会としてこの鴨川府民会議が設置されていると、そういう理解の仕方をしているわけでございます。

それで、鴨川で魚をとっているというような話について言いますと、歴史的には人口が多いわけですから、都市の中のほうが多いんです、実は。人口が多いほうが魚をとる人も多いんです。人数だけでいいますとね。ですから、歴史的にはおもしろいパラドックスになるんですが、そういった状況がございまして、実際に。

いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○川崎副座長

今の歴史的なお話は高瀬川の生けす料理屋とか、絵図だとか、そういうのも残っているので、そういう意味では歴史的には非常に多いと思うんですが。

現実的に、これは、先ほど川村さんのほうから課題として言われたのは、景観が非常に白いものが目立つということなんですけれども、これは例えばもう少し茶色で色の彩度を落としたテープにすると。人間の目ですと、人間の目と鳥の目はほとんど識別能力がものすごく違っていて、人間ですと遠近効果があったら彩度が落ちて、細い物でしたらそんなに見えなくなるんですが、白はやっぱり光りますので、それでちょっと目に当たるようなことがあると思うんです。そういうテープの色を少しクリームから彩度を落として、ちょっと茶色系にするとか、そういう方法で一度試験的にやっていただくとどうですかね。

○三谷

テープは、青いのかいろいろやってます。やりました。そやけど、やっぱり目立つほうがええと。

○川崎副座長

それはそうですね。そうだと思います。そうだと思うんですが、その辺のちょっと下げただけで。

○三谷

皆さん言われるまでに漁業組合としては、私も全国というぐらいずっと回ってます。その川をどうして漁業組合はやってるかとか。そしたらやっぱり、鴨川は、私がやったのが一番ええというふうに、全国的に今テープです。それで、滋賀県やったら葛川、あそこらはテグスでやっとするけど、それにこのぐらいの10cmほどのテープをぶら下げて、ずっと張ってあります。そんなん、皆今見てきて、言うてくれはったらええんやけど、鴨川の四条のそこだけ見て言うてもらったら、一番困るんです。

○川崎副座長

そうなんですけどね、鴨川のそこというのは、やっぱり景観として見たときに、やっぱり無粋な部分があるというのは、少し努力を、ほかよりも、全国のより少しだけでいいので、例えば白いやつを少しのクリーム色にやる程度とか、それでも大分変わるんですよ。ですから、あの建物なんかは、我々はいつもやっているのは、ほんのちょっと色を変えていくだけで、光ぐあいが変わって来たりしますので、真っ白でぴかぴか光るやつよりはちょっと色のついたやつだけでも変わりますので、その辺の努力がもし可能であれば、していただければという意見でございます。

以上でございます。

○金田座長

どうぞ。

○楠田

1カ月、ロープ張るのは1カ月ぐらいということなので、一時期に限って対策をとるとするのは、私はいいいことやと思うんです。見苦しいとまた思わへんということもあります。それと、できるだけ派手な色がいいということで、それなら京都らしく、5色の糸をばあっと張ったらどうですか、きれいなね。そうすると、観光客の人も、床あたりからあれは何ですかみたいなことが出ると、説明もしやすいし、きれいですねという話になれば、それで。かえってそういうやり方のほうがおもしろいかもしれませんね。

○三谷

鴨川漁業組合は小さいもので、資本をかけてやるほどの川ではないので。川によって、大きい川だと、古いこいのぼりをざあっとやっているところもあります。こいのぼりやったらきれいに見えるけどね。鴨川はそれだけするあれがないんですわ。漁業組合が、くい1本鴨川に、河川に打つというても、許可を皆もらいにいって、全部せんなんわけです。

どれだけの金のくいを打つか、木のくいを打つかそこまで全部許可をもらいに行って、お金をかけて、人件費出してやるだけの川ではないと思うです、私は。そやから、もうなるべくボランティアでやれるようにずっとやっているんですけどね。

○金田座長

ありがとうございます。ただいま、いろんなご意見をいただいております、基本的に放流した稚魚を食べられるのは大変困ると、これは、どなたも共通したお考えでありますけれども、問題は、目立つものが保護のためにもあるいは季節の限られた期間の時期における施設としてもかえっておもしろいのではないかという考えもございますし、それから一方、やはり景観にはまずいのではないかというのが意見としてもあるわけでございます、なかなか急に一つの方向にすかつとはいかないわけでございますが、今そういったいろんな意見をいただいております。話を始めて途中で遮ってしまいました。手を挙げられたのにとめてしまいましたが、どうぞ。

○田中

田中です。先ほどからいろんな議論が出ているんですが、アユそのものといいますか、鴨川の水中の生態系が非常に変質してきていまして、放流したアユがアユ独特の動きだとか、元来持っているアユの特有さが失われてきて、生育が非常に悪いと同時にコケを中心とするアユのそうしたものも非常に改変されてきているということで、聞くところによれば、一定のところによどみのあるところに集中した稚アユがなかなか動かないと。従来のような本当に清流を素早く動き回って、しかも自分の領域をきちっと守って、そういう習性がなくなっているということで、一定のところに集中的にアユが集まってきてしまうという習性が今出てきていると。これは、やはり水中の生態系の変化とともにアユの生息そのもの自体がちょっと無理が来ているのではないかという専門的なご意見も聞いたことがあるんです。その点はいかがなんでしょうか。

○三谷

おっしゃるとおりでございます。最近では昔のように遡上してきている稚魚を放流するのではなく、養殖場で稚魚をある程度まで大きくして、それを漁業組合が買って、養殖場ではプールみたいな中で飼うてるのやからね、それを持ってきて放流するものやから、そやから、流れの余りないところで固まって回るのがくせみたいなもんですね。そやから、なかなかその中の何匹かが元気なやつはばあつと瀬に出たりするけど、最近はそのようなプールみたいとこで、そういう中で飼われて、みんなが回つとるから、昔のように泳ぐのも

違うしね。もう、それはしょうがないです。

○金田座長

どうぞ。

○意見者（川村）

いろいろご議論ありがとうございます。まず、そのひもというのが一般的な、全国的に非常にお困りになってひもを張るとというのが一般的になっていると。ほんまに効果があるのかという話になるんですけど、この前の稚魚の写真なんかでも、隣でシラサギが快適に座ってるような、立っとなるみたいなことがあると、ほんまにそんなんかいなど。そこらへのひもの効果の検証ということもやっぱりしてほしいんです。これしか方法がないんやということはあかんと思います。

それで、言われた水中にする、ひもを流すという方法。これもええかと思います。ただ、ことしは北山から御菌橋の間を水中で流すと言うてはりましたけど、私は見に行きましたけど、流れてないんですよ。それで、もしそれがほんまに試験的になされたんですかね、それでもし効果があるんやったら、別に下流域でも水中にひもを流してもええやないかと、水面の何m高さをジグザグに張るとするのは特に山間部の河川でしたら張ってあります。それと、山間部のお寺の池なんかがあつと張ってあります。それなりに、あれだけやれば効果があるかもしれませんけれど、都市部、中心部の観光名所である三条、四条間のあたりはほかの方法を考えてほしいんですよ。方法ないということはないんですよ。全国の漁協の方は非常に困ってはるさかいに、いろんな方法を試してみてはるんです。その1つに、カワウは、人を怖がるという部分がありまして、カワウは人で威嚇すれば割と着水しないそうです。

それともう1つ、アユが隠れる場所を、鳥が襲ってきたら隠れる場所をつくってやっただらいいやないかという。具体的にどういうことかといいますと、竹などで水中の堰みたいなものをつくって、そこで鳥が襲ってきたらアユはその竹の笹とか、そういう葉の中に隠れて、食われることが捕食されることが少ないという、それもいい方法ではないかと僕は思ったんですけど、だから、そういうような、ひもしかないんやというようなことを言わんと、いろいろやってほしいんですよ。全国本当にいろいろ困ってはりますしね。来年はその丸太町以降の川でも水中流しを試みたり、なんなり、漸進的な対策をやってほしいんです。別にそれは対策するなということと違うんですよ。ひもが格好悪いというだけの話で。そういう水中のひも、隠れる場所、人が威嚇するとか、そういうような方法をどんど



んっていかはったら、賀茂川漁業組合もよう考えているんやなということになり、市民の支持も得られると思います。

○金田座長

ありがとうございます。今、いろんな意見をいただいておりますが、どうもなかなかすぐ完全な妙案というのは出てきそうになさそうな私の印象でございます。いろいろと努力をしていただいているということも事実ですので、少なくともやり方についての議論の方向は幾つかございまして、一つはウといえど野鳥なので、それがテグスのように引っかかって後々被害を及ぼすということは避けたほうがよろしいとか、それから、やっぱり景観に関してできるだけ配慮した方法を考えたいとか、それから、ただ、色調については、色調を目立たない色にしたほうがいいというのと、目立つほうが季節の風物詩としていいというご意見と両極端のご意見がございまして、ちょっとまだにわかには決しかねるところでございますが。

特に野生動物の活動パターンの変化というようなことにつきましては、実は次に準備してあります餌付けの問題ということも大変大きくかかわります。魚についても、私も幾つか見聞きをしている生態の変化というのがございまして、今そこまで詳しくそこに入るという形の時間を十分準備することができないと思いますので、これは本日はこういった方向の意見がいろいろあるということを踏まえて、少なくともその方向を意識しながら、実際に試行錯誤していただいているようでございますし、その方向を続けながら、またご議論をしていただくチャンスをつくりたいなというふうに思っております。

それで、実は本日4時半までの時間の予定で、もう少しいろいろご意見をいただいでご議論いただきたいという部分がございまして、もし、よろしければ、ちょっと中断の形になりますけれども、中断をさせていただいて、次の議題に移らせていただきたいと思うのですが。それで、ちょっと長くなっていますから、5分か10分休憩をとらせていただきますでしょうか。3時まで休憩をとらせていただいで、3時から意見交換を開始させていただいて、あとは4時半までぶっ続けで恐縮でございますが、あとの議論をさせていただくという形をお願いできませんでしょうか。ちょっと中断させていただきます。

## ●鳥類の餌付け●

○金田座長

それでは再開させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に準備しておりますのは鳥類の餌付けの問題でございますが、餌づけと申しますのか、ともかく餌やりといえますのか、表現が適当であるかどうかは別にいたしまして、その問題についてのご意見を賜りたいと思います。これにつきましては複数のメンバーからご提案をいただいております。特に中村委員と堀委員からこの件につきましてのご意見をまず賜りたいと思うのですが、まず中村委員のほう、お願いできませんでしょうか。

○中村

鴨川の餌付けについてですが、私も鴨川の近くで生まれ育ったんです。鴨川の堤防を歩きながら加茂川中学へ通いまして、今は野鳥の会として、毎月探鳥会を鴨川で開催するようになっているんですが、鴨川への入れ込みは相当なものです。

それで、1973年、今から35年ぐらい前に、鴨川に初めてユリカモメが来たんですね。数十羽来たんですが、それからずっと来るようになって、そうすると、人々の生活にもゆとりが出てきたのでしょ、きれいになった鴨川の公園で少しずつ餌を与える人がふえてきました。それがだんだんエスカレートしてきて、私が知っている限り、月にパン代が10万円かかるという人がいました。それぐらいの餌を与えながら自分の生きがいにしておられる方がいらっしゃったんですね。そういう方の生きがいを奪うのは少々心苦しいとも思うんですが、その結果がどういうことを招いているかということちょっと考えてほしいんです。相当な餌をまかれることによって、カラスがふえます。ドバトもふえます。ドバトはふんの中にウイルスが含まれているので、京大病院なんかは絶対に近づけるなど言っていますね。

それと、最近ではトビですね。テレビなんかで見ていただいていると思うんですが、トビが完全に餌についてしまいました。小さな子供のパンをとったり、鴨川でお弁当を広げていたら、そのままお弁当ごとさっと持っていかれます。もう私の目の前でも何人もの方がお弁当を持っていかれているのを見えています。そのうち、けが人が出てきました。餌付けの問題というのが全国的に問題視されるようになってきたんです。

野鳥の会では「自然の生き物は自然のままに」という志で活動を進めているんです。ですから、野生の生き物は自然の餌を食べて、それで餌のある分だけの野鳥が生息できる、昔は鴨川の中で生息できるという状況を保っていたと思うんですね。それが膨大な餌を与えることによって、繁殖力の強い鳥がふえ、特にドバトとカラスが極端にふえてきました。人の生活にも結構悪影響を及ぼすようになってきたわけです。

カラスにしろ、ドバトにしろ、人間の身近なところで繁殖をします。そうすると、カラ

スが横を飛んでいるだけでもカラスに襲われたとか、カラスが嫌がらせしたとか。鳥にしたら人間が嫌がらせをと思っているかもしれない。ドバトはキジバトと違って、普通の木の上では巣をしませんね。マンションのベランダの室外機の上とか、マンションが一番よくねられるんです。そういうところで繁殖をして、ウイルスなんかをまき散らしている。そういう被害に遭っている方が行政に「何とかしてください」と言っていますよね。行政ではやむを得ず駆除をします。有害鳥獣捕獲という形で捕殺されている鳥が年間約全国で80万、少し減ってきたんですが、80万羽という野鳥の数です。

それで、京都府では17年度で大体3500羽の鳥がその有害鳥獣捕獲という形で殺されているわけです。ふえ過ぎたといってね。ふえ過ぎたといったって、先ほども言いましたけど、ハトやカワウやカラスが自分の好きでふえ過ぎたわけではないと思うんです。やっぱり何かの影響、例えば、一番考えられるのは餌の影響ではないかなと思うんですね。

それで、この資料2-2に餌付けの調査をしているところの写真がありますが、このところで、餌を与えている人に「餌付けをしないでください」と言っているわけです。毎月鴨川のパトロールをやっていますので、その都度、資料、チラシを渡したりしながら「餌付けもほどほどにしてください」というお願いをするんですが、最初はかなり凶暴な返事が返ってくるんです。

でも、先ほど言いましたように、マンションのベランダとかそういうところで繁殖をして迷惑をしている人が行政に伝えて、それで「行政がやむを得ず有害鳥獣捕獲をしている鳥がこれだけいるんですよ」ということを言ったとき、「あなたたちがふやした鳥が、あなたたちのせいでふえ過ぎた鳥が殺されているんですよ」ということを説明しますと、ある程度の方は納得していただけます。よく新聞なんかにも出していただいたとき、特にその翌日なんかは「野鳥の会は何を考えているんや」と、「何で鳥に餌を与えたらあかんの」と。考えてみれば、鳥に餌を与えると、優しい行為ですよ。悪い行為じゃないです。でも結果はこういう結果を招いているんですよということを説明したら、ほとんどの方は理解していただけるんですね。

鴨川なんかは特に餌付けの問題についてそういう話を積極的にしていくのが、野鳥の会の仕事ではないかなと思いつつながら、私も月に1回のパトロールですから大したことはできないんですけれど。

それと、本当にトビは危険です。翼を広げたら1メートル20ぐらいありますね。皆さん、両手を広げてみて下さい。それぐらいの大きさのものがぼさっと上からかぶさってくるん

ですから、小さい子供がパンを持っていたりしたら、私は本当に怖いです。子供さんに食べ歩きをしないようにと伝えていただきたいです。そのうち大きな事故にならないかなという心配があります。

○金田座長

ありがとうございます。引き続き、堀委員のほうからお願いします。

○堀

堀です。

鴨川というのは、くどいようですけど、住民 150 万、観光客年間 4800 万人もの大都市の真ん中を南北に緩やかに流れている川です。多くの人目に触れ、その水と緑の自然の景観は美しく、多くの人を楽しんでいます。

しかし、その自然は手つかずの自然ではなく、手づくりの自然です。つくられた自然です。手入れの必要な庭園の自然で、景観庭園、風景庭園とも言える手づくりの自然で、大都市の真ん中を流れる鴨川は汚れやすく、浄化能力としては、非常に余力が低いというんですか、もうすぐに汚れてしまう。そのかけがえのない水と緑の自然の景観、環境、生態、水、水質が壊れ易く、ぎりぎりのバランスの上に成り立っていると。もうちょっと何かバランスを崩すと汚れてしまうんです。今ぎりぎりの状態だと思います。

その鴨川の自然に与える餌でふえるだけの鳥の数が、鴨川の自然を壊さない鳥の数の範囲で鳥がいるのはいいと思いますけれども、数を超えると、やっぱり鳥というのも汚す要因になると思います。人によって餌をあげられると、鴨川の水と緑の許容限界を超えて鳥がふえ、鴨川の水と緑の自然の景観、環境、生態、水のバランスが崩れ、鴨川の手づくりの自然は崩壊してしまうと思います。

鴨川は北山から流れ出て、東山の近くを南北に流れ、山に近く、山は鳥の餌も多く、巣づくりにもできます。山と川で役割をうまく組み合わせ、手づくりの自然を維持するのが自然で合理的だと思います。平安京の地として選ばれたいにしえと変わらないのは、優雅な北山と東山の山頂の山並みは、その昔のいにしえと変わらないと思います。ほとんど同じだと。まあ山ろくは随分変わりましたがね。鴨川のその美しい山頂の山並みは、鴨川の景観と一体化し、かけがえのない手づくりの自然の趣を醸し出していると思います。

鳥はふんなどで汚す要因となるだけでなく、餌として周りの木の新芽をつつく際に木の小枝もつつき、小枝が許容限度を超えて落ちています。結構、木の周りにこのぐらいの、5センチか 10 センチぐらいの小さな小枝が落ちているのが目につかれると思いますけれ

ども、それは鳥が新芽をつついて、時に落したものだというふうに聞いております。ある人が言ったので、そのまま信じたので、僕もそれを証明しておるわけではありませんけれども、そうだと聞いております。鳥が必要数以上ふえますと、その木の枝が落されるのがふえると、木が枯れるという、そういったことにもなりますので、景観ないしは環境、緑が壊れるということになります。

それから、先ほどもちょっと言っておられましたけれども、鳥のふんに周辺の住民は非常に迷惑をしておる。ネットを張って防いでいる方々も少なくありません。河原を歩いていると、鳥のふんで健康を害したと言われるお年寄りの方も何人か聞いております。そういった意味で、必要以上の鳥というのは、バランスを崩し、鴨川の環境を崩してしまうんじゃないかと思っています。

それから、ちょっと鳥の数に関係するのだと思うんですけども、僕は西賀茂橋のすぐ近くに、鴨川沿いに住んでいるんですけども、近所の人皆言うんですけども、あの辺は中州が非常に大きいですね。川幅の8割か9割が中州になっている。川の流れが見えないような状態になっているというわけですね。何でそんななっているのかというと、やっぱり鳥の保護のために中州を残しているんだというふうに、周りの近所の人皆言います。それも鳥の数をふやす要因にはなっているんじゃないかなと思います。

鳥が必要以上にふえますと鴨川の環境は壊れると思いますので、バランスのいい鳥の数に抑えるように餌を与えるのはやめるべき、それから、必要以上の大きな中州も、近くに山もあることですので、整備すべきではないかなと思っています。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

ただいまお2人のほうからご提案をいただきましたが、いずれも自然の生態系を人間のほうから餌をやることによって崩すのはよくない、その結果、バランスが崩れる、それから異常に数がふえ過ぎる、あるいは人間に危害が及ぶ可能性がなきにしもあらずだというようなご意見でございます。中州の件は改めて議論いただくことにいたしまして、そういったご提案をいただいております。それにつきまして何かさらにご意見ございませんでしょうか。

私もかつてオーストラリアでフィッシュアンドチップスを食べながら、余りにジャガイモが多いので、それをぼんとほうり投げると、カモメがいっぱい寄ってきてぱつと食べたというのがあって、私も結果的にやった記憶があるんです。やっぱり、最近はいろんなとこ

ろでポテトチップスをカモメにやるのを禁止しているところがふえておりますが、同じことですが、極端に自然とは異なった食物の集積がありますと、それが異常を引き起こすことになるのは、いろんなところでわかっている話でございます。

いかがでしょうか、ご意見は。はい、どうぞ。

○菅

菅です。

先ほど中村さんからちょっと説明がありましたように、状況的には私にも全く賛成です。といいますのは、私も一度トビのそば、その危害を加えている場面に出くわしました。鴨川を歩いていましたら、女の方が2人でしゃべりながら何かお菓子を食べておられたのを、それをトビがさっととっていくんですね。それ以前からも、トビがそういう危害を及ぼすということは聞いておりましたけれども、まあこんなに目の当たりにそういう状況を見るとは夢にも思わなかったんですけど、本当に、ある程度、怖いですしね。急にトビがぱっと来て、あの鋭いクチバシとか足で害を与えるということになりますから、そういう危害ということもあります。

それともう1つ、よその府県で、水鳥で餌付けをし過ぎて、その鳥がぶよぶよに肥えたという、人間のメタボと同じような状況になったということも聞きます。やはり自然に生きている鳥は自然のままに任せるのが一番いいのではないかと思います。虫をとって食べて、それは餌のとり方を鳥が自分で学習させてやると、それに任せると。人間が餌をやると、かえって虫もとらなくなってしまうと。鴨川のいっぱいいる虫もとってもらわないといけないのに、餌をやると虫もとらなくなるという、そういうことがあるかと思います。基本的には、鴨川は動物園ではなくて自然の園ですから、やっぱりそのまま、ありのままに生かしてあげると、ありのままの姿にしておくということが大事だと思いますので、やはり基本的には餌付けはやらないようにしたほうがいいと思います。

野鳥の会のほうでもいろいろ皆さんが努力されていると思うんですけども、おっしゃったように、皆さんに、なぜいのかということ、なぜやめたほうがいいかということもアピールしないといけないし、皆さん善意でやっておられると思います、餌付けも。ですから、それはあかと言われると、やっぱり頭に来る人もあると思いますし、やはりなぜいのかということもアピールして、そういう表示もして、そして野鳥の会の方の努力を側面から支援するような形も必要じゃないかと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

今、皆さん、野性の生態系を人間のほうから、人間の趣味に従って崩すようなことはよろしくないというご意見が多いんですが、それで、実際に餌をやっている方が説明によってかなり理解をしてくださるという話だったんですが、そういう方法だけでよろしいのでしょうかね。府のほうは看板を立てているという話を聞いたことがあるんですが、餌やりのことを、府のほうで何かやっておられますか。はい、どうぞ。

○小泉

現場を預かっております、京都土木事務所の所長です。

トビの問題につきましては看板で啓発しているというのが主な対策の仕方でありまして、今、中村委員とかいろいろご意見がありましたように、そもそものなぜだめなんだという、そこら辺がなかなか説明不足になっているということは否めない要因です。ただ、餌をやったらこういうことで危険ですよと、さらに裏を説明している看板になっていないということですので、その辺はもう少し勉強する必要があるのではないかなと思っています。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○田中

田中です。

快適な利用の確保という観点からいきますと、やはり鴨川の広い意味で河川公園として将来何とか保全していこうというときに、餌付けは、どうなんでしょう、これは以前の検討会でも議論になったと思うんですが、条令でもう、私はむしろ禁止条令にしていってほしいのではないかと考えておりますので、その議論もしていただきたいと考えております。やっぱり鴨川はある意味、教育や意識を広める意味の場でもありますから、そういうことも含めて、なぜ餌付けがだめなのかということもきっちり理由を書いて、もう条令で禁止条項として、将来、これから組み入れていくべきではないかと考えております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。餌やりを、餌付けというか、餌やりというか、まあ同じことですが、それを条例で禁止する方向性も含めて検討すべきだという、そういったご意見ですが、ほかにご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。先に簡単にどうぞ。

○堀

僕も何人かの方に注意したんですね、今まで。結局、関東では禁止されている、東京では禁止されているけれども、京都では禁止されてへんでしょって、だからこの環境ではいいのではないですかというふうに言われて続けられる方もかなりいらっしゃる。やっぱりそういう意味では禁止ということをきちっとうたうべきだと思います。

○金田座長

どうぞ、はい。

○土居

先ほどからご議論をずっと拝聴しておりまして、鴨川府民会議としての役割と申しますか、それは、例えばロープがいいとか悪いとか餌付けがいいとか悪いとかではなく、いわゆる鴨川にとってどうなのかと。一般論ではなく、いわば鴨川のブランドを守るための、私たちはブランドマネジャー的な役割で、しかも府民の安心安全を守る、そして京都の文化と歴史を背負った鴨川を次の世代に受け継ぐという共通認識の上に立っての意識統一と申しますか、そういうものが必要ではないかなということを感じました。

先ほどのアユの議論にありまして、明治時代に鉄道唱歌にアユシラズという小さな魚が鴨川には随分生息していたようで。

○金田座長

サギシラズでは。

○土居

あっ、サギシラズ。失礼いたしました、サギシラズ。それをつくだ煮で随分売られたお店の方のお話を聞きましたけれども、何かそういった命の水、しかもそこに生息していたお魚を召し上がった京都府民がたくさんいらっしゃったことなんかも考えて、餌付けの問題にしてもアユの問題にしても、鴨川ブランドを守るための意見交換を私たちはこれからもさせていただきたいなと感じます。

○金田座長

ありがとうございます。基本的な鴨川ブランドということもご提案いただいておりますが、今のところはそういった自然の生態系を、かわいいからとか餌を食べるのがおもしろいからとかいうような理由で崩すような形になる餌やりはよろしくないというのが基本で、もっと進んで条例とか禁止ということをきちっと打ち出すべきであるというご議論が強い



と思うんですが、いかがなものですか。

はい、どうぞ。

○金剛

金剛でございます。今までいろいろ拝聴しておりまして、やはり餌付けの、度の過ぎた餌付けというのは、もういろいろテレビでも盛んに報道されています。非常に危険を伴うということで、やはりもう皆さんが危ないのではないかということ言われていて、結局大きな事故になって後で後悔するということが今までの決まりとなっていますので、危険を伴うということも大きなことですし、先ほどから皆さんのご意見があるように、やっぱり自然のままの姿でという、それが鴨川の本来のあるべき姿だと思いますので、ここは野鳥の会の方の月1回の努力とか、そういうことでお任せするのではなくて、もっと行政がしっかりと条例できちんと積極的に対処して、何かもし事故があったときに、どなたが責任をとるんですかと、そういうことをむしろ私は聞きたいと思います。その辺は行政のほうによろしくお願ひしたいと思います。

### ●ホタルの生育環境の改善●

○金田座長

はい、ありがとうございます。「行政の責任」という言葉も飛び出しておりますが。

この点に関しては、恐らく皆さん方一致して、より積極的に餌やりをやめる方向へと展開することを望んでおられるのではないかと思います。そういったところの方向性の中で、その理解を得るためにどういうことが必要なのかというようなことも含めてご検討いただけたらと思います。

それから、本日いろいろと自然生態系についてのご議論いただく必要の中で書き上げております、ホタルの生育環境も含めてちょっとご議論をお願いしたいんですが、ホタルの生育環境につきまして、ご提案ありました楠田委員のほうからご説明をお願いいたします。

○楠田

出町ホタルの会というものをつくりまして、ホタルを守る活動というか、そういったものを行っています。出町ホタルの会の楠田といいます。きょうはちょっと、この前、以前、2月ごろに発表したときに、原稿つくってなくてえらい失敗しましたので、きょうは原稿をつくってきました。

資料2-3、まずこの「鴨川ホタルポイント地図」を見ていただいて、一応加茂大橋か

ら丸太町の間までが活動範囲なんですけど、この区間を「鴨川ホタルの道」と名づけていまして、それでホタルの数は少ないですけど、一帯にふわふわと飛んでいます。特にこの堤のすぐ下流に赤枠で囲んだところですね、そこで多く見ることができます。

それで、きょうはこの地図の上部の「ホタルの隠れ場」という名前のついているところ、一番上の赤丸と、「ホタルの広場」、上から3番目ですね、その明るさについてちょっと話をさせていただきます。

裏面のこの資料の2-3の写真Aはホタルの隠れ場の写真なんです。それで、向こうに明るいのは、これはテニスコートの照明です。写真を撮っているちょうど真後ろが川です。それで、川縁に木が5本植わっているので、この場所を五本木と呼んでいるのです。後ろにあるこの5本の木はホタルが隠れるのに都合がいいので、この場所にはホタルがたくさんいます。それで、今回の公園整備では、コートと道の間にあったフェンスが取り除かれて、木を植えてあるんですけど、すき間が多くて完全に光が道のほうへ入ってきています。2年前にこのポイント地図をつくったので「ホタルの隠れ場」と名づけたんですけど、今はもう「ホタルの隠れ場」にはなれなくて、ホタルは去年は土手の下の草むらに避難していたみたいな、明るさから避難していたのかなと思うような状況でした。ことしはちょっとまたその辺も調べてみたいと思います。

資料2-3ですね、写真B、これは「ホタルの広場」の写真なんですけど、ちょうど府立病院の裏側です。それで、ちょっとこれはかなりプリントが濃いのですが、府立病院が9時から10時ぐらいまで電気をつけていて、工事中ということでかなり明るい電灯が4つついていて、対岸には今写っている、真ん中に写っている、これは結婚式場なんですけど、ここが明々と電気をつけています。川面が物すごくよく見える状態、これぐらい明るいんです。テニスコートやこれらの照明は9時から10時ぐらいになると消灯されるようなんですけど、消灯までの明るさは、ホタルにとっては大変安心・安全な場所とは言えないと思います。

「ホタルの広場」では、病院の電灯が消灯された後は3本の街灯が設置されていて、それが一帯を明るく照らしています。それで、人間にとっては安心・安全な場所と言えるかもしれませんが、ホタル生息付近ではやっぱり、ホタルの時期だけ、5月下旬から6月末までは、街灯とか病院の電気とかちょっと暗くする工夫をしていただきたいと思います。また、ホタルには木や草むらなど身を寄せる場所が必要なもので、もうちょっと木や草、木をふやしていただいたり、何かそういうふうな工夫をしていただけたらなと思います。

それで、せっかく私もこの府民会議のほうに来させていただいていますので、行政の方もことしはぜひ散歩がてら、ホタル鑑賞会に参加していただいて、生息環境も自分の目で見ていただいて、これからどうしたらいいのかなというようなことを考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ホタルの生息環境、生育環境をもう少し改善したらどうかというご提案でございますが、いかがでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○菅

ホタルの生育環境の改善ということにつきましては私も賛成です。確かに私の小さいときも鴨川にはホタルが飛び交っておりまして、よくホタル狩りもしたものですけれども、今もう鴨川では普通にホタルは見られなくなりました。それで、鴨川にホタルがいなくなった、少なくなったということの要因として、まあいろいろあるかと思うんですけれども、この明る過ぎる、明るいということはやはりかなりのそういった要因になっているんでしょうか。その辺、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。その夜の明るさということとは。

○楠田

実は、ホタルの会をつくったのが出町商店街の人たちで、それで最初は鴨川にホタルがいないと思っていたんです。ですので、昔いたということすら知っている人がいなくて、何でいなくなったのかというのはちょっとわからない状態です。済みません。

○金田座長

はい、どうぞ。

○菅

私もちょっと端くれ、本を読んだりしている限りでは、明るさということはよく知らないですけれども、その生息環境、例えば鴨川は非常に今、土手も石で囲ってしまっていると。やはり土の質があって、そこに草がちょっと繁っているとか、あるいは高い木はちょっと必要やとか、何かそういう、やはり自然に近い川の状態が必要じゃないかなということをよく聞かされているんです。もし本当にホタルをふやそうということであれば、明るさの要因もそうですけれども、生息の場所的な環境ですか、土手を土で囲うとか草を繁らすとか、ちょっと気の利いた高さのある木を植えるとか、そういうことも必要になってく

るのではないかなと思うんですけれども。

○楠田

鴨川の場合は土もありますし、白川のような三面コンクリート張りの川ではないので、ホタルは十分土の中へ潜ってさなぎになることもできますし、その辺は問題ないと思うんですけど。

○金田座長

ちょっと横から口を挟みますけど、ホタルはかえって土よりは、カワニナというこんな小さい貝が生息できるような石とか、コンクリートでも構わないんですが、餌がたくさんあると、結構獰猛でして、カワニナを食べて幼虫は大きくなりますので、そういう環境がないと、ホタルが生育できないわけで、カワニナと一番密接にくっついているというのが恐らく通常の見方だろうと思いますけれども。いずれにしたって、そういう生育環境ということでは違いないわけですが、必ずしも土ではないと思います。土はかえってホタルには生育しにくい。石のほうがいいです。

○楠田

その土、おっしゃっているのは多分土手の。

○金田座長

土手の土ですか。

○楠田

はい。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

ホタルの生育のことなんですが、今から 20 数年前でしたかな、京都の河川にホタルを戻そうということで、京都河川美化団体連合会が京都府とともに、以前、あれは三条と御池間でホタルファンタジーというのをやりまして、たしか4年続きましたかな、それをきっかけに京都府のほうも植物園に、鴨川の水が流れ込んでおりますので、その水を使って生息できるかどうかということで、3年かたしか4年やったと思うんです。その後、今のみそそぎ川の夷川橋ですね、銅駝のところの、二条までをホタル水路ということで、管理の土木事務所のほうが湿地帯を設けて地元のほうの地域の住民の方々に、鴨川みそそぎ会ですか、結成されて。完成したのが、たしか平成7年やったと思うんですよ。それで、

実はすごく出ています。高瀬川もホタル、結構多いです。

ただ、余り皆に言ってないんです。皆がとりに来ますから。それで、地元の人には、余りもう、常のやっぱり手入れが大事なんですよ。そういったことも管理をしておられる京都土木さんはよく御存じなんですけれども、落ち葉なんかだけでうまいこと堆肥になるような落葉樹やったらいいのやけれども、それ以外のほうのごみも結構出ますので、そのみそそぎ会というのがしょっちゅう掃除もしてくれてまして、時期になるとそれこそすごい量が出ております。

ただ、それを余りもうマスコミ関係に言ったりするなよと言うているんです。物すごくとりに来るんです。御存じのとおり、少し南に行くと結構繁華街がありますので、一杯飲んだついでにホタルとりに行こうかというので来られても、また生態系も崩れますので、そういった意味において、今の出町商店街のホタルのほうの関係もいろいろと京都土木さんとかこういう連携プレーですね、親水性のある、またホタルが生息できるような環境づくりもやっておられるということも多々、よくお聞きするんですけれども、現実に難しいのは、ホタルが出たら出たですごいです。上流も、御菌橋の辺ではすごい出ます。

特に今の上賀茂神社、あそこのならの小川というのは終野堰堤から鴨川の水を取り入れていますからね。そういう関係で、ホタル祭りみたいなのをやっておられますけど、それはもう都会ではなかなかそういったものが見られないので、結構いろんな人が来られて、またそれで極端な話、ごみをほかして帰るとか、そういう荒れる原因にもなるので、地域地域で結構管理はしていただくので、最近、京都の河川については、鴨川も取り巻きのいろんな河川がありますけど、今の松ヶ崎、それから白川、結構ホタルは出ておりますので、まずまず水質なり河川環境が戻ってきたと、こんな思っております。

以上です。

## ●外来生物●

○金田座長

はい、ありがとうございます。

ホタルは生育環境の改善というのももちろん意味があるんですが、取り扱いが非常にデリケートな、人間生活の部分との兼ね合いがありそうで、すぐ急には一定の方向性というのは難しいとは思いますが、ホタルに関連してぜひとも何かというご意見はございますでしょうか。

もしなければ、もう少しこれに関しては様子を見ながら、ご意見をいただきながらということにいたしまして、次の外来生物についてのご意見に移りたいと思うんですけれども、外来生物についてのご提案をいただいているのは大牟田委員だったのでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

○大牟田

私は毎日のように鴨川の河川敷に行っております。それは空が広いことと、それと瀬音がとても快く響くので行っています。だけど、とても気になることが幾つかありまして、そのうちの 하나가外来植物なんです。それで、5月半ばというのは外来種の花盛りでして、例えば川の中には黄色いショウブ、黄ショウブが20年前よりもうんとふえました。あと、イネ科のいろんな植物が花盛りです。それからヒメジオン、タンポポ、オオバコ。

私たちが目にするようなオオバコではありませんで、葉っぱが細長くて、5月になると緑色のとてもきれいな首を何本も何本も立てまして、その上に花穂がついて、雌しべの後に、雄しべが今ごろ花穂の上のほうに白いのがいっぱいつきまして、これは花粉でふえるんです。自家受精なんですけれども、自分の株にはつけないで、隣やその隣の株に花粉を送るといって、ちょっと珍しいというか、不思議なオオバコです。そのオオバコは、日本にも4種類ぐらいオオバコがあるんですけれども、それらとは絶対に交雑しない、だから手入れによっては何とかできる外来種なんです。

もう1つは、昔は河川敷に月見草がとてもきれいだったんだそうで、この月見草も江戸時代に入ったものらしいんですけれども、それは日本に在来種がないので野生化して、日本中月見草がとてもきれいだった時期があったようです。私の子供時代もやっぱり月見草がとてもきれいでした。それで、江戸時代から今、月見草はほとんど見ることができなくなりましたので、どちらかというとなしやすくて始末しやすい外来種、さっきのオオバコも、手入れさえすれば何とかなる、この月見草もそのうち、在来種がありませんので消えていくだろうという、そういう外来種です。

それで困った外来種が、私が分類するところ、あてになりませんが、3つあります。1つは、在来種と交雑するものです。例えば十字科の植物とか菊科のタンポポとかそういうものがあります。タンポポはもう85%、去年出版された柳宗民さんの「雑草ノオト」を見ていると、もう85%が交雑して、ヨーロッパ種と日本のものが交雑して、府の絶滅危機種ぐらいにもなっているようです。府がいろいろつくっていらっしゃるね。RDB記載種、それにまだ入っていないでしょうけど、入るかもしれないと思うようなタンポポにな

っています。

この間、2月27日の朝日新聞の記事の中に中国オオサンショウウオのことが出ていました。それは在来種がちゃんとありますけれども、もう交雑して今、雑種が生れた。そして鴨川にいる間に何とかできないかということ、ぜひ府にお願いしたいというような記事を読みました。それなんかもやっぱり、在来種があるから交雑してしまって大変なことになりますので、本当に鴨川にいる間に、何とか府のほうに私たちもお願いしたいと、そう思います。

2つ目は、いただいたこの鴨川の京都自然教室、これは精華大学の方たちが中心になって出された本なんですけど、その3ページの上のほうに、アカツメクサというのがあります。これはムラサキツメクサともいいますけれども、こういうツメクサ類というのがもう本当に席卷するというんでしょうか、席を巻いてどこまでも侵略するという、そういう種類のものなんですね、ツメクサって。それでアカツメクサ、それから4ページの左下にありますこのコメツブツメクサというのも本当にびっしりと、どこにあるかという、鴨川の左岸の出雲路橋をちょっと上がったところの土手に本当にびっしりと埋まっています。それで、このツメクサ類は緑肥にもなりますし飼料にもなりますので、そのうち鴨川に生えていたら有用植物になるかもしれませんから何とも言えないのですけれども、とてもびっしりと生命力強く生えています。

3つ目は秋のセイタカアワダチソウなんですけど、菊科の植物なんですけど、これは根っこを切ると余計にふえてしまうというやっかいなものなんです。

それで、外来種はやっぱり生態系をかなり変えていくものではないかとも思いますけれども、ここは、鴨川の河川敷というのは都市公園として位置づけられていますので、当然こういう形になると思います。木津川とはまた違った公園ですので、こういうふう外来植物がはびこるといのは、もうそれは仕方のないことだけれども、全然手がないわけではないのではないか、ちょっと難しいのですけど、そういうふうに思います。

2006年なんですけど、国土交通省近畿地方整備局が森林再生支援センターの協力を得て、グリーンマネジメントガイドラインという冊子を出されました。それは今後の道路緑化は地域自生種を使うという方針を打ち出されたのだそうです。私はこの記事を見ましてとても嬉しかったんです。何とかこの鴨川の河川敷も少しはこの方針を何とかとっていただけないかなと思って提案議題にいたしました。

ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。外来種が、これは一般的に言われることですが、天敵がないといいますが、独占的な状態の生態系に、従来の生態系を壊して別の生態系に転換するというようなことをよく言われるんですが、そのことに関する危惧を大きくお持ちになって、こういったご提案をいただいたと思います。

これに関しまして、京都府外来生物対策マニュアルというものを資料としていただいておりますが、自然環境保全課長の森田さんが今日は来てくださっていると思いますが、参考になるご意見等がありましたらお願いいたします。

○森田

それでは、お手元に外来生物の対策マニュアルをお配りしていますので、少し説明させていただきます。

まず、外来生物なんですけれども、京都は長い歴史がございまして、現在、京都府庁の屋上に、源氏の庭ということで、源氏物語に出てくる草花を植えて、今庭づくりをしているんですけれども、いつの時代に日本に入ってきたものを外来とするかによりまして、外来の概念が大きく変わりました、今のところは、明治時期以降に入ってきたものを外来としようじゃないかということで、江戸時代までに定着していたものは、順応的な管理という面から、在来種扱いといえますかね、対策としてもとれないという形で考えていまして、まずは明治時期以降に入ってきたものを外来種と考える対策をしようとしています。

これは金田座長がおっしゃいましたように、もともと日本になかったものですから、天敵がないとか、動物でしたら捕食関係がございませぬので、急激にふえてくるとか生態系を乱す。現実的には、農作物に被害を及ぼしたり、人家とか、京都でしたらお寺さんの屋根裏に住み込んで動物が悪さをしたりというようなことで、重要文化財に大きな傷がついたりとかいうふうな被害がございまして。

全国的にも大きな問題になりまして、3年前に、外来生物法という法律ができました。これは外来生物を、固有の、問題のある外来生物を指定しまして、その輸入を禁止したり、基本的に移動ですね、とれるんですけれども、それを移動するとか家に飼っているものを野に放つというふうなことをすべて禁止した法律であります。現在、この法律でことし1月にトカゲがたくさん指定されまして、96種が特定外来生物という形で法律の規制を受けております。大学で飼おうとすると大臣の許可が要るんですけれども、それ以外の一般の方は基本的に飼えない、飼っている方も野に放せないというものであります。京都で



も、この特定外来がたくさん見受けられまして、今確認されているのは、96のうちの8種ほどが府内で確認されております。

一方で、京都府がレッドデータブックという稀少種の情報を平成14年に取りまとめて公表した段階で、その中に、明治時期以降に入ってきた、例えば鴨川にもおりますけどウシガエルとか、場合によっては、国内移入種といいますけれども、アマゴとかヤマメなんかも、京都にもともといなかったものを持ってきていますので、京都在来の生態系からは、少し注目していこうということで、そういった種がレッドデータブックをつくったときに36種指定しております、セイタカアワダチソウもその一つで、植物では入っております。

マニュアルのほうに戻りまして、4ページ以降に写真つきの、京都で特に被害をたくさん及ぼしている外来種を掲げておりますけれども、先ほどの話は植物が中心でありましたが、今京都で見受けられて大きな被害を受けているのはアライグマになります。4ページのアライグマで、これは1990年代にアニメがはやりまして、ペットとしてかわいいうちはよかったんですけども、非常に凶暴な動物でありまして、また回虫を持ってまして、これで外国では死亡事例も出ておりますし、狂犬病も媒介いたしますので、非常に大きな問題になっています。

同じくマニュアルの22ページにグラフをつけていますけれども、捕獲実績だけで見ますと、急激にアライグマがふえております。残念ながら、ペットとして放たれたものを、現在これだけふえてきていますので、捕獲してしまいますと、安楽死処分しているんですけども、安楽死処分、平成18年から19年で、京都府での安楽死処分は約3倍にふえていまして、大体年間3匹から4匹の子供を産みますので、爆発的に今後ふえるんじゃないかなと思っています。京都では特に、神社、お寺さんですね、ここでの被害が多分かなりあるのではないかと考えております。

次に、捕獲といいますか、見つかっているのがヌートリアでありまして、もともと軍隊の長靴の毛皮に使っておりまして、軍隊でしたので舞鶴、由良川のほうに農家の方が飼育されて、戦前は軍隊にその毛皮を供給していたという歴史があります。水の中を移動しますので、由良川水系だけにいましたけれども、ここ数年間で淀川水系に出没してまいりまして、多分だれかが淀川に持ってきたのではないかと生態学者さんが言っておられます。国交省の淀川の事務所さんとか大阪府なんかは今やっきになって対策をしております、京都府でも宇治田原の支流でもヌートリアが見つかる状況になっております。これは土手に穴をあけるとか言われていますけれども、大きな目立った被害は今のところ見受

けられておりません。

7ページのカミツキガメもペットでありまして、これは非常に凶暴なカメで、警察からよく私どもに電話がかかってきまして、対策に苦慮している動物であります。9ページのオオクチバス、バスの関係とか11ページのブルーギルは皆さんよく御存じだと思いますし、13ページのセイヨウオオマルハナバチですけれども、これはトマトの受粉にハウスの中で使ったりしているものであります。日本の在来はクロマルハナバチなのですけれども、鼻が黒いのですけれども、外国から来ているのは特定外来ということで、外には出せない形になっております。

17ページを見ていただきますと、オオキンケイギクという非常にきれいな花がありまして、この花なんですけれども、実はかつては公共事業の事業後の緑化に使ったりしておりまして、非常にきれいな花であります。ところが、日本ではタンポポと同じく非常に繁殖力が強くて困っている植物で、現在のところ、絶滅といいますか、駆除は難しいだろうということですが、公共事業なんかではもう慎重にこれから考えていく必要がありますし、現在はもう使っておりません。滋賀県なんかでもこの対策に力を入れているところでもあります。

それと、皆さんよく御存じかもしれませんが、19ページにボタンウキクサという、別名ウオーターレタスというのがあります。淀川で急激に繁殖いたしまして、川面を全部このウオーターレタスが占めまして、川の中には光が届かないような状況になりまして、これも淀川のほうの管理事務所で非常に対策を講じているというものであります。

現在、実はこういう情報を余り御存じない方が多いものですから、去年大学の先生方に監修いただいてこういうのをまとめて、現在ホームページでも公表しておりますし、またアライグマなんかは市町村からは情報をいただいて、即座にホームページで出没状況がわかるようなシステムをつくりまして、対策を進めていきたいなと思っております。

天敵がないとか、アライグマについてはスナック菓子が非常に大好きで、鴨川なんかにやってきて、トウモロコシのお菓子がとても好きなんですけれども、こういったもので非常に繁殖いたしますので、ぜひこういうことも府民の方々に知っていただいて、どういふふうに対策をしていったらいいのかということを考えていただけたらなと考えております。

希少種のほうは、これはいいことだということで、皆さんご協力いただけるのですけれども、この外来生物の結末は殺処分ということになりますので、なかなか殺すという最終

結末の中で皆さんがご協力いただけないとか、あるいは動物愛護団体から非常な圧力があって対策が進まないというのが現状でございます。こういったことも知っていただいて、京都府全体で生態系を守るという観点からどうすればいいのかということ、少し啓発も強めていきたいなと考えております。

簡単ではございますけれども、マニュアルの説明に変えさせていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。

外来生物は今大牟田委員のほうからご指摘いただいた植物のほかに、実はいろいろいて、たくさん問題があるのだということでございますが、何かご意見をいただけませんかでしょうか。

はい、どうぞ。

○大牟田

ウシガエルが去年よりもふえたように思うんですけども、去年は北大路橋の南のところで1匹ぐらいの声しか聞こえていなかったんですけど、ことしは出雲路橋のところに複数聞こえるんです。

○金田座長

何でしょうか、私、聞き落としましたけど。あっ、ウシガエル。

○森田

ウシガエルですけども、長いスパンの調査で見ますと、減ってきてはいるという状況になっておりまして。

○大牟田

オタマジャクシの段階、冬はオタマジャクシで越冬しますね。ここの本にそう書いてあるんですけど、そのときに何とかできないものなんでしょうか。

○森田

ウシガエルは少し難しく、かつては深泥池なんかにはいたんですけど、現在はほとんど見られなくなってきて、北のほうではたくさんいましたけど見られなくなってきています。一方で、明治時期以降に入っているのですけれども、生態学者の方によれば定着したというふうに見られる方もいて、対策が非常に難しくなっています。そのあたりをどうするかということと、かつて深泥池にはいたんですけども、それがなくなった原因というのも究明できておりませんもので、そこらも含めて、少し調査をしながら、あとは定着して

いたら順応的に対応するのかわですね、地域から、生態系から完全排除するのかわとか、対策はその調査を見ながら考えていく必要があるのかなと考えています。

○金田座長

いろんなのがおりますが、いかがですか。何かご意見を。

はい、どうぞ。

○杉江

三谷さんのほうで今のブルーギルとか外来種はどういう状況。僕は以前ね、小学生から環境学習行ったときに、ブルーギルやら外来種が鴨川に結構ふえているけど実態はどうですかという質問があったんやけど、どうですか。

○三谷

ふえています。

○杉江

やはり。

○三谷

ずっと今まではね、二条、あそこら辺から下流におったんですよ。最近は柘野ダムの下までおります。ブルーギルとブラックバスの両方ね、そこがふえてきました。そして、網でとってブルーギルはなかなかとれないです。駆除できないです、なかなか。

○杉江

そうすると、川の中にいるドンコとかゴリとかあんなんやら、結構、逆に言うたら餌になってるんですね。

○三谷

そうです。皆、とって、釣って腹を見ると、皆やっぱりエビとかゴリやカワヨシノボリ、そういうのは皆食べていますね。

○杉江

鴨川にはテナガエビやったかいな、いますよね、あれ。ああいうのが結局餌になってんのやろうね。

○三谷

そうですね。腹を割ったら絶対そういうのを食べてます。

○杉江

いつもあれ、リリースいうんですか、やっている人がね、最近は余り見かけんようにな

ったんやけれども、結局やっぱりだれかが放流するんでしょうね。

○三谷

やっぱり琵琶湖で釣ってきたものを皆持って帰ってきてこっちで放すんやろうね。だからだんだんふえてきてんねん。

○杉江

一時ワニが出たとかありましたね。

○三谷

それも私のところの、御菌橋のちょっと下った。

○杉江

あったね、たしか。サンショウウオはしょっちゅうやけどね、流れてくるのは。あれはどうということもないんやけど、ワニがいるとはびっくりする。

○三谷

それで、2日間、夜釣りとかいろんなのでやったけど出なかったです。多分ね、言った人はサンショウウオと間違えはったと思うんです。

○金田座長

ワニとサンショウウオ。

○三谷

そして看板立てて、夜もやりましたけど、出なかったです。サンショウウオだったです。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

専門委員会で議論をいろいろされているんですが、鴨川だけ取り上げた場合、今一番外来種で大きな問題になっているのは何なんでしょうか。

○森田

一つは今おっしゃいましたように、法律で禁止されています、ブルーギルとか特定外来の放野というんですか、再放流ですね。リリースしたら、それは法律違反になりますし、琵琶湖からとってきても法律違反なんですけれども、それが十分に皆さん御存じなくて、実は現場を押さえるのも非常に難しいという実情があります。

それで、特定外来もそうなんですけれども、今、法指定とか、私どもが条例で指定した、例えば中国オオサンショウウオなんかも、四国地方の業者さんが中国から購入されて持て

余されたというふうな情報が残っているんですけど、なぜ鴨川に来たかわからないのと、そういうものは、ちょっと体が大きいだけなんですけれども、DNA鑑定をしないと、専門家でもわからない状況になっています。

それで、鴨川の一部はDNA鑑定をしていますけれども、実は非常に、こんなこと言ったらあれなんですけど、素人ではやりにくい仕事になっておりまして、かつDNAレベルまで調べますのでかなりの経費がかかるというものになってまして、鴨川全体の生態系で、では、どういう外来がどういうことになっているのかというのは、環境の責任者として言いにくいんですけども、ほとんどわかっていない状態になっています。一人一人が、こういう外来の問題、ひとつ認識いただいて、そちらのほうにも力を入れていくような方向をつくっていただければなというふうに思っています。

ちなみに、オオサンショウウオはことし文化庁の予算を少しいただいて調査をしていく予定にはしております。

○金田座長

ありがとうございます。

○田中

素人の感覚で定かでないんですが、私も何回か潜ったことあるんですが、中国産のは色が少し違うんですね。黄色っぽい色をしていると言われているんですが。将来的には、どうなんでしょう、琵琶湖では大変な問題で、キャッチアンドリリースは禁止ということではしているんですが、鴨川の対策としては、やはりこれに似たような、何か子供たちを初め、釣りをする人たちにも意識を広めて、リリースするのはよくないというふうな意識の広め方も、将来的というか、余りのんびりはしてられないんですが、そういう方向性でも何か広めていく必要があるのではないかと思うんですが、何かそういう方面の方策は考えておられるでしょうか。

○金田座長

どうぞ。

○森田

手法として、法律でカバーできないものを条例で上乘せとか横出しでやるというのがあるんですけども、実は、オオサンショウウオも文化財保護法にひっかかったり、結構法律ではカバーしてきているんですけども、実効的な対策が非常に難しいというのがあるんですね。天然記念物になっていますので、ちゃんと法律での保護とか規制というのをか

けていますけれども、なかなか実効的な対策が難しい。特に密猟とか再放流の現場を抑えるのも難しいものですから、それとペットを捨てるというような行為については、原点はモラルの問題でありますので、そこを大きな声を出して皆でやっていこうというふうな気運をつくっていききたいなと思ってしまして、このマニュアルもその一環としてやっております。

それをした上でなおかつ条例でやれと言われるのであれば、手法として検討のしようがあるかと思えますけれども、ここも一つ大きな問題は、サンショウウオも少し大きいとか、色がちょっと違うというのはわかるのですけれども、専門家ですと、京都大学の松井先生にお聞きしても、先生自身もやはりDNAまでいかないとわからないとおっしゃっていて、ここの同定とか専門的なところをどうしていくかというのが大きな課題だと思います。幸い、京都は50の大学がありますので、大学と一緒にやればできないことはないかなと思っております。

○金田座長

ありがとうございます。鴨川に今のところいたという話は聞いたことがないんですが、アライグマみたいな、一見かわいらしいんですが、ペットから野生化したものだろうと思えますけれども、本人が来たくて来たわけではないんでしょうが、こういうのは全部、駆除するというのもなかなか、かわいらしいのをかわいそうだなという気になっちゃうので困るのですが、例えばアライグマは皆捕まえて、おりに入れてちょっと北米に里帰りしていただくというようなことはできないんですか。とんでもないことを言えますけれども。例えば基金でも募って、そういう方策でも考えていただいたらと思うんですが。とんでもないことを言えますけどね。

○杉江

鴨川にヌートリアはいますか。桂川はいたけど。

○三谷

おるんです。去年5匹つかんで、箱に入れて。ヌートリア、まだおります。

○金田座長

そうですね。ちょっと毛を切ってカワウソみたいにしたら。冗談ですが。

○三谷

もう、今、西賀茂橋、あそこにも入っておるしね。それで、大体三条河原のところ、あそこも去年なんか5匹ほどその中におったから、草が黄色くなってる。

○田中

それは中州か寄り州にやっばりいるんですか。

○三谷

中州です。そやから今は西賀茂橋のところに。

○金田座長

そうですか。

○三谷

それで、つかもうと思ったらまた許可もらいに行って、駆除の許可ももらわなならん、そういうのがあって、とれないですわ。

○森田

アライグマですね、鳥獣保護法での有害鳥獣対策と、それから外来生物法によります防除対策の二段立てでやっていますけれども、現実的に農家の方がどれだけとっているかという実数がわからない部分があるんですが、資料に、先ほどグラフでつけていましたけれども、大体 600 から 700 ぐらいの捕獲をしまして、外来生物法で殺処分だけでも去年は 150 頭は殺処分になっております。

○杉江

京都府下だけでそれだけいますの。

○金田座長

こういった大変な問題になると思いますが、恐らく今、私どもがいろいろお聞きして、こんなにたくさんアライグマがいるのかとか、ヌートリアが鴨川にいるのかなどというのは、実は初めての話でございまして。ということは、恐らく御存じでない方々もかなりの数に上るのではないかと思います。まだ個別にいろいろとご議論いただかないといけないことなんです、とりあえずは府のほうもいろいろとご検討を進めていただいているわけですし、そういったインフォメーションはできるだけ発信するようなことをやっていただくことが必要でしょうね、恐らくね。

アライグマを、顔を見ているとだんだん情がわいてきたりすると困るんですが、ともかく大変な問題だということはきょうご指摘いただいて、今後も引き続き、厳重にウオッチングする必要があるということで、その点を取り込んでまたお願いをしたいと思います。

少し時間も限られてきましたので、話は中途半端なんですけれども、いずれまたご議論いただかないといけない機会もあると思いますので、ここで中断いたしまして、残りの議



事を、残り 20 分弱を使いまして進めさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

### (3)「鴨川四季の日」について

○金田座長

そうしましたら、まず(3)のほうですが「鴨川四季の日」についてご報告をお願いいたします。

○林田

それでは資料3、「鴨川四季の日」の関係をご説明、ご報告をさせていただきたいと思えます。

資料3の、まず1枚目でございますけれども、これはことしの4月、「鴨川四季の日」のうちの春につきまして取り組みをした内容を少しまとめさせていただいております。第1回府民会議においてもいろいろご意見もいただきまして、できるだけ何とかご意見を反映させたいというふうにも思っておったんですけれども、なかなかすべてというわけにはまいりませんでした。この中で、少しでもご意見のほうに反映できたのかなという部分については下線を引いておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

基本的に、春は桜に着目をいたしまして、広くPRをしていこうということで取り組みをしています。場所的には、半木の道ですとか花の回廊のあたりのところで、鴨川茶店とか鴨川さくらまつり、こういう催しものをPRしたり、あるいはその場で広報をしたりということを行いました。それから、ホームページの中では鴨川の写真集を張りつけたりさくらマップを掲載したりということで皆さんにお知らせをしていたところです。特に、春ということで、鴨川の桜についてマップをつくりまして、紹介をしております。

それから、鴨川だけではなくて、いろんな周辺の催しものも一緒にPRをすればということでご意見もいただいております。次の「催しの紹介」というところで、植物園や、これは府の関係ですけれども、上賀茂神社曲水の宴、それから高瀬川の桜まつり、このあたりも一緒にPRをさせていただいております。結構、私どものほうに桜の見ごろ、あるいは見どころというような照会もいただいております。少しはPRすることができたのかなというふうに思っております。

そのときの参考の一部写真を、この資料の裏面ですけれども、つけております。特に、この写真中央にありますけれども、鴨川の地図上に桜のポイントを示して、私どもが直接撮りに行った写真をつけて「今だったらこの場所がこんな桜の見どころですよ」と、こ

んなこともやらせていただきました。

それから、四季の日の今後のお話ですけれども、2枚目に移ります。四季は、春が終わりましたら、これから夏、秋、冬、とまだまだ続いてまいりますので、まずは「鴨川四季の日」の夏につきまして、現時点の案をご報告したいと思います。「鴨川の夏の風物」というところに今回は着目をいたしまして、春と同じような感じになるんですけれども、鴨川を舞台にした催しということで、これは納涼床協同組合さんがもう5月から開いておられますが、鴨川の納涼床、それから8月9、10日に鴨川納涼という鴨川を美しくする会の催しがあります。これは言うまでもなく五山の送り火があると。それで「鴨川探検！再発見！」、ここはちょっと主催が入っていませんが京都府河川課、私どものほうで主催をする催しで、これは鴨川で魚とりを子供たちにさせていただこうかというような企画を今考えております。

こういう鴨川を舞台にした催しということで、一応期間のほうを、8月9日から17日ぐらいを予定しまして、ここで広くまた鴨川の夏というようなものをPRしていきたいなと思っております。それで、もう夏、次ですので、もう少し広くPRできるような内容など、引き続き考えていきたいと思っております。

秋、冬の関係なんですけれども、鴨川の秋というところで、何かすぐにイメージできるものとか、あるいは何か核になる、そういうものがないだろうかということで、いろいろ考えていたんですけれども、なかなか鴨川そのものが舞台になっているとかいうものがうまく見つけられなかったということで、こちらのほうからちょっと仕掛けていこうかなと思っております。

特に、芸術の秋ということもありますので、鴨川に関しまして、絵ですとか写真なんかを募集をしてやってみてはどうだろうというようなことを考えていますので、このあたりはより効果的になるように、またご意見、お知恵をいただきたいと思っております。

鴨川の冬につきましても、同様ではあるんですけれども、鴨川、渡り鳥が多くて、特に冬はよく知られているところもありますので、この渡り鳥に着目をして、何かできないだろうかということ、この鴨川の冬につきましては考えていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

「鴨川四季の日」ということで、春の部を既に実施していただき、間もなく夏、そしてやがて秋、冬の企画をとという段階であるご報告をいただきました。何かご意見をいただ

けませんでしょうか。いかがでしょう。

はい、どうぞ。

○細田

済みません。鴨川四季の日ということで、鴨川というものの魅力をトータル的に発信するということが非常にいいことなんですけれども、ただ、こうして見ていると、広報手段がホームページだけですか。もう少し、これだけいいものであれば、広報手段に何か意を割かれたほうがいいのではないのでしょうか。ここで見る限り、ホームページだけの発信になっていますけれども。

○金田座長

ありがとうございます。いかがですか。ホームページだけでしょうか。

○林田

もちろんホームページだけというわけではないんですが、なかなか他に有効な、あるいは経費のかからない、そういう手段があればどんどん取り込んでいきたいと思っていました。ただ、ホームページ以外でいうと、できるだけ外でのPRができるところをつかまえて、例えば春でもご報告したように、鴨川茶店のワンコーナーを借りてあいうものを出したり、あるいは府の催しものでたまたま旧館の一般公開をやっていたので、その1ブースでPRをさせていただいたりというようなことはやっているんですけど、もう少し幅広くということになりますと、確におっしゃっていただくとおりに、なかなか難しいところがあります。

○金田座長

はい、どうぞ。

○西村

今のPR手段ということでございますが、確かにホームページだけでは、せっかくのこういう企画が十分浸透しないという懸念もあると思います。そういった意味で、例えば、一例ですが、府立植物園、皆さんご承知だと思うんですが、昨今、京都新聞、あるいはそれに限らず、相当いろんな面で記事として取り上げておられる。あれは非常に効果的だと、こんなふうに一市民として思います。そういった意味で、お金がかからずにPR手段と、こうなりますと、やっぱりマスコミ関係で取り上げていただくという方法、その工夫が要るのではないかなと、そんなふうに思います。そういった意味で、府立植物園が一つの例だと思いますけれども、あそこは70万、それがまた75万とかいう入園者だったそうです

けれども、そういった意味合いでの工夫も、私どもも含めてやっていけたらいいのではないかと、そんなふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかには。どうぞ。

○杉江

「鴨川四季の日」についてですけれども、いろいろと、河川敷での催しなり、また河川敷、流域でのいろんな事業とのタイアップ的な分野で、広報PR活動ということなのですが、私が思うには、この秋にかけては、こういう野鳥とかそういう自然との親しむことも大事やと思うんですけれども、どうですか、皆さん、この1年というか、春、夏ですね、秋、冬もありますけれども、秋にどういうか、実践という形で、やはりこれは鴨川に来られる方に対してでもそうですけれども、世にPRする、また啓発、啓蒙するという意味においても、手前どもは鴨川の美化運動をやっている団体なんですけど、毎年秋に合同クリーンハイクというのをやっております。

ここの中にも何団体か参加していただいておりますけれども、今のエリアなんかは、塩小路橋から上流、西賀茂橋、約9.5キロあるんですけれども、その兩岸とか鴨川の流域のほうの白川、高瀬川、それから明神川ですね、一斉に、去年は1500名ほどの参加があったんですけれども、そういったこの府民会議のどういうか、中心となった一つの鴨川に関連の、ただ単に風情を楽しむというイベント的なものじゃなしに、日常から、こういった鴨川のほうの実践活動を通じて、より快適な鴨川を維持していくというのを世間にアピールする意味においても、一度そういった形で、各先生方も交えて、また流域の企業やら団体も交えて一斉に清掃活動するとか、そういうのもあっていいと思うんです。

そうであれば、こういったほかのイベントであれば、ただ単に皆が楽しむだけやなしに、河川敷をハイキングしながら今の鴨川のことに興味を持ってもらい、またごみが落ちていたら拾い、それこそ持ってきたごみは持ち帰っていただくというのを、背中を見てもらうということを、一回ちょっと、さすが京都府民やと言われるような、それぞれ肩書のある先生方ばかり、でもそれは一府民として河川敷を清掃活動していただくということもあっていいやないかと、こんな思っております。

○金田座長

ありがとうございます。四季の日だけではなくて清掃の日ですね。ほかのご意見は。あ、どうぞ。

○北村

いの一番にこの鴨川納涼床を夏の日の催しとして書いていただいているんですけども、正直言いますと、我々はそれぞれ個店ごとがいろんな性格、またジャンルの店が寄り集まっておりまして、このような形の催しとして取り上げていただくに当たって、我々としては通常の営業の形をお見せする、またお越しくささいでは、これは単なる、そのお店ごと、我々組合全体としても、そのPR、営利目的のPRに京都府さんが応援していただくというふうな形になってしまうのではないかと思いますし、また今我々の動きの中では、現状として、どこかの日に納涼床の組合が床を、何かアピールしながら、もしくはご利用いただきながら、広く一般の方々に床の楽しみを少しでも広げていただけたらというようなことを全体としてできる日があるかという、今のところまだまとまりができないかと思っています。

先日もというか、あしたも京都新聞のほうに見開きのこの連合広告が出るんですが、その折りに、どうやら、ことしからその条例が施行されたので「知事に一言もらおうか」とかいう話が役員の中で出たんですけども「いや、待て待て、それはちょっと向きと違うと違うか」というふうな形でいろいろと悩んでおりまして。PRということになって、例えば我々側がこういう夏の日というものを、期間を制定されて、そこに一つの風物詩としてだけ取り上げられたこの鴨川納涼床という文言を、これは地域ブランド商標もとらせていただきましたので、そういった意味では府の方々が、行政のほうで、この鴨川納涼床という地域ブランドを取得したというこの鴨川納涼床を応援、支援していただくというのはやぶさかではないと。筋道的にずれないのではないかと思いますし、そういった我々の連合広告のところ、我々側としてその夏の日に我々も協賛いたしますとか、そういった風物詩として、この歴史的な情景を守っていこうと思っていますというのは一言書いていくというようなことは何ぼでもできるとは思うんです。ただ、組合のほうで考えて、この日でもええから夏の間何かしてよと、こうなりますと、ちょっとすぐにはできないかなと思いますし、この夏というふうになると、もう当然無理かなと思います。

9年前からですか、10年前に5月からというふうに温暖化ということで前倒しになりました。暖かい日が続いているし、ビアガーデンも4月の末から開けはったというようなことがきっかけになりまして、メンバーの皆さんからの意見で、一月早められませんかというようなことからなりましたけれども、やはり5月というのは我々の中で京都人が、特に料理屋が大事にしなければいけないというのは歳時記であって、「5月は夏か」という議論

で随分と悩みました。

結果、やはり皆さんその当時、非常に不景気感が漂っていて大変な時期だったので、何か起爆剤になればというようなことでお願いをしますというようなことを受けまして、5月からというふうになったんですけれども、やはり季節感的に5月1日というのはもう初夏と言うてもいいとは思うんですけれども、まあ新緑の侯というのは夏なのか、季節的にどちらになるかということで悩んだ結果、5月からはあけましたけれども、やはり6月1日の本床という名前は残したいという思い入れで、5月25日に清祓式なるものをして、本床開き前の祈願をして、商売繁盛も兼ねて安全祈願をしましょうということで八坂神社さんに来ていただいております。

ところが、これも日にちを固定しておりますので、曜日がどんどん変わっていくことが、お店の休みもいろいろあるので、これはいいだろうと思っていたんですけど、なかなかこの参加意識が少なくて、だれかやってくれはったらええやろみたいなことで、いつも10数名の役員プラスアルファぐらいに来ていただくみたいな形でさせていただいているんです。

先日もさせていただいたんですけれども、そのときに、一番盛り上がったのが、ちょうど2003年の水フォーラムのときに、その河原のところで、当日に太鼓なんかたたいたりするパフォーマンスがあるのでということで、かち合って申しわけないんですが場所のほうは大丈夫ですかとなったので、いや、うちの舞台もつくっているし、むだに2つもつくらんでも、お神楽舞わはった後の舞台でやっていただいたらどうですかということになって、それは非常に双方ともにギブアンドテイクで少しにぎやかなイベントになったというのを記憶しております。

そういう意味でも、その日なんかに何か一緒にしていただくというようなことを考えさせていただくと、我々のほうもにぎやかになりますし、また八坂神社さんも神にぎわいというて、神楽やら何か終わった後、皆さんがわいわいとにぎやかに楽しむことが、これが一番神様が喜ぶんですよと言っていると思いますので、そういう日をちょっと何かご利用いただくということも検討いただけたらどうかなと思います。

長々と済みません。

○金田座長

ありがとうございます。

具体的にご提案もいただいておりますが、私の進行がまずかったこともございまして、

予定の時間に実はなっております。いろいろとご提案をいただきたいところなんです、ぜひともというのがございましたら、ちょっと簡潔にお願いをしたいと思います、よろしいでしょうか。

○杉江

次のことに入らるんですか。次のところに関係ないですがちょっと今連絡事項だけをね。

○金田座長

それでは急いで、報告事項を待たしていただきますが。

○杉江

そうやね。済みません。手前どもの事務局のほうにいろいろと情報が入ってまいります。それで、御存じの方もおられると思いますけど、二、三ちょっとありますので、ただ、こちらのほうが現認しておりません。単なる情報ですので、その点、また今後も追跡調査したいと思います。

まず、賀茂大橋の右岸、南のほうに、スケートボードで若者が何かベンチやらの上で傷つけたりで、かなりにぎやがっているということで情報が入っております。こちらはちょっと見ておりません。ちょっとその点を一回調べていただきたい件と、それから、何か新しい、みそそぎの仏光寺の辺でホームレスの新入居者があったようなことを聞いていたんやけど、ちょっと情報として。

○金田座長

ホームレスを入居というんですか。

○杉江

そうそうそう。

それから、この間ちょっと、先週の日曜日でしたかな、四条大橋のところへ寄せてもらったら、みそそぎでアヒルのつがいが飼育されているのを見ましてびっくりしました。恐らく土木さんは御存じやと思いますけれども、いかがなものかと思っておりました。

以上です。

○金田座長

本当はもうちょっとご議論いただきたいところがあるんですけども、また不十分な点は後ほどいただくとして、本日予定した時間も既に過ぎておりますので、ここで3番の意見交換というのはとりあえず締めくくらせていただきまして、4番の報告事項、

時間が短くて恐縮ですが、取り急ぎお願いします。

#### 4 報告事項

##### ○事務局（林田）

それでは、時間の関係もありますので、ごく簡単にご説明します。

資料4をごらんいただきたいと思います。鴨川の規制の関係、4月1日から全面施行されました。ちょうど、今までの約2カ月ですね、その状況をまとめたものでございます。

バーベキューの禁止、これは禁止区域とそれ以外の区域に分けておりますけれども、禁止区域では、出町は5件、柘野が29件であります。これは指導状況ということで、基本的には指導して皆さんすべて、準備の段階でやめていただいているのが多いのですが、すべてもう中止をしていただいています。それから、禁止区域外、ここに79件とありますけれども、これも半分以上の方はやめていただいている状況です。あとはもうできるだけ鴨川にふさわしいようにとか、あるいは他の迷惑にならないようにということで自粛をお願いしてきております。

それからバイクの乗り入れ、238台。少し多いかと思うんですが、2カ月間、あれだけの区間でということになると、日々の、日常の監視の中では大量にという感じではないんですけど、これもほとんどの方が鴨川の外に出ていっていただいている状況です。

花火2件。少ないのですが、まだシーズンがこれからということで、まだ2件という状況。

それで、放置自転車につきましては、大体月に一、二度やるというか、移動する計画にしておるのですが、4月と5月にしております。三条大橋付近、七条大橋付近、それから出町、丸太町橋付近、これだけやりまして、237台の放置された自転車を移動しています。うち、とりに来られた台数は57台という状況になっております。

印象ですけれども、思ったほど禁止行為の件数というのがなかったのかなど、これからも引き続き啓発にも力を入れていって、一層理解を深めていきたいと思っています。

参考に利用状況、これも職員が歩いてつかんだ数字を下の表にまとめておりますが、ちょっとご紹介は省略させていただきます。

##### ○金田座長

ありがとうございます。ただいまの規制条項の状況につきまして、時間は過ぎておりますが、特にご質問とかございましたら。どうぞ。



○杉江

バーベキュー取り締まり、4月1日からスタートしたわけですがけれども、確かに柵野堰堤の辺はもうほとんどなかったという状況です。

ただ、それがスタートして、あれは4月29日でしたかな、当会のほうの清掃活動をしていましたら、丸太町橋の右岸を南に行ったところで、恐らく前日、夜中ですね、バーベキューしたような残りかす、七輪とか焼き台とか、それからタマネギやら、いっぱい残っていました。それを我々が清掃で片づけておったら、二、三の若い人が来て「ここは規制区域外やからしてもええんやろ」という形で、「いや、ここはあかん」と。「いや、罰則があるのは出町のところともっと北のほうだけやないか」というような形で、「この場所はそんな罰則がないんやからやってもええやないか」というので、ちょっとかなり言い合いになっていたんですけれども。

やはりどこからどこまでが規制で、そうでないという、その線引きがね、皆にわかっていないのと同時に、いわゆる性善説というのはもうぐあい悪いのと違うかなと思ったりしておるんですよ。だから、ある面からいうたら、あかんもんはあかんという形でやらんとね。線引きしてしもうたら、ここからここまではええけどここからここまではあかんという形になりますのでね。

それと今、土木さんのほうがパトロールなさっておっても、大体聞くと、夜中來るらしいわ。朝方までやってんやて。だから、そんなんが全部ほったらかして帰るからね。中には、こないだ言ったように、もうベンチが真っ黒に焦げたりして。ほんで、場合によったら、ベンチの下を見たら、いっぱいいろんなのをしまつて帰っている人もいるんやね。だから、ちょっとエリアを決めるのも、場合によったらもう少し広がってもいいんやないかと思ったりしております。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。実施に伴う問題点をご指摘いただきました。ほかに、時間は過ぎておりますが、もしどうしてもございましたら、意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

あっ、どうぞ。

○内田

ちょっとお伺いしたいですけれども、鴨川の場所を示す言葉というのを私、実は知らな

いんですけれども、これは橋の名前以外に何かちゃんと決めて言えるということはあるんでしょうか。前回、今回と2回のお話の中で、場所をやっぱり特定する必要があるようなことが多いんですけれども。

○杉江

マップに載ってるようなのが、位置づけがわからないということやな。

○内田

言えば、やはり何か川というものの、無名性といいますかね、そういうところが川に対する扱いに反映されているような気がして、もしそういうことがないんだったら、これはこの2年の最後ぐらいに名前を皆さんが考えることもですね、必要なというふうに。

失礼いたしました。

○金田座長

なるほど。ありがとうございました。

それでは、ちょっと司会の不手際で既に10分ほど予定の時間が過ぎております。本日もどうもいろいろと積極的なご意見をいただきましてありがとうございました。

次回は、先ほどご審議いただきましたように、鴨川河川整備計画と河川環境の2点を中心にご議論いただきたいと思います。

本日はどうも大変ありがとうございました。

マイクをお返しいたしますので、お願いいたします。

○事務局（森）

金田座長、どうもありがとうございました。

本日の貴重なご意見を参考にさせていただきます、鴨川を美しく親しまれるものとして次の世代に引き継いでいくため、鋭意施策に反映させていきたいと存じます。皆様には、次回からも引き続き活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。

なお、次回の日程でございますが、8月を予定してございます。事務局で改めて調整の上、ご連絡申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて閉会させていただきます。どうも、長時間ありがとうございました。